

第2 租税特別措置法関係通達（法人税編）関係

昭和50年2月14日付直法2-2「租税特別措置法関係通達（法人税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 目 次

改 正 後	改 正 前
第1章 中小企業者等の法人税率の特例 第42条の3の2《中小企業者等の法人税率の特例》関係 第1章の2 特別税額控除及び減価償却の特例 第42条の4《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》関係 第1款 試験研究の範囲 第2款 試験研究費の額 第3款 中小企業者 第4款 その他 第42条の5～第48条《共通事項》関係 第42条の6《中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係 第42条の9《沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》関係 第42条の10《国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係 第42条の11《国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係 第42条の11の2《地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係	第1章 中小企業者等の法人税率の特例 第42条の3の2《中小企業者等の法人税率の特例》関係 第1章の2 特別税額控除及び減価償却の特例 第42条の4《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》関係 第1款 試験研究の範囲 第2款 試験研究費の額 第3款 中小企業者 第4款 その他 第42条の5～第48条《共通事項》関係 第42条の6《中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係 第42条の9《沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》関係 第42条の10《国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係 第42条の11《国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係 第42条の11の2《地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
第42条の11の3《地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係	第42条の11の3《地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係
第42条の12の2《認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除》関係	第42条の12の2《認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除》関係
第42条の12の4《中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係	第42条の12の4《中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係
第42条の12の5《給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除》関係	第42条の12の5《給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除》関係
<u>第42条の12の6《生産工程効率化等設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</u>	<u>第42条の12の6《認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</u>
第42条の13《法人税の額から控除される特別控除額の特例》関係	<u>第42条の12の7《事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</u>
第43条《特定船舶の特別償却》関係	第42条の13《法人税の額から控除される特別控除額の特例》関係
第43条の2《被災代替資産等の特別償却》関係	第43条《特定船舶の特別償却》関係
第44条《関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却》関係	第43条の2《被災代替資産等の特別償却》関係
第44条の2《特定事業継続力強化設備等の特別償却》関係	第44条《関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却》関係
第44条の3《共同利用施設の特別償却》関係	第44条の2《特定事業継続力強化設備等の特別償却》関係
第44条の4《環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却》関係	第44条の3《共同利用施設の特別償却》関係
<u>第44条の5《生産方式革新事業活動用資産等の特別償却》関係</u>	第44条の4《環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却》関係
第45条《特定地域における工業用機械等の特別償却》関係	第45条《特定地域における工業用機械等の特別償却》関係
第45条の2《医療用機器等の特別償却》関係	第45条の2《医療用機器等の特別償却》関係
第46条《輸出事業用資産の割増償却》関係	第46条《輸出事業用資産の割増償却》関係
第47条《特定都市再生建築物の割増償却》関係	第47条《特定都市再生建築物の割増償却》関係
第48条《倉庫用建物等の割増償却》関係	第48条《倉庫用建物等の割増償却》関係

改 正 後	改 正 前
第52条の3《準備金方式による特別償却》関係 第2章 準備金等 第55条～第57条の8《共通事項》関係 第55条《海外投資等損失準備金》関係 第56条《中小企業事業再編投資損失準備金》関係 第57条の4《特定原子力施設炉心等除去準備金》関係 第57条の5《保険会社等の異常危険準備金》関係 第57条の6《原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金》関係 第57条の7《関西国際空港用地整備準備金》関係 第57条の7の2《中部国際空港整備準備金》関係 第57条の8《特定船舶に係る特別修繕準備金》関係 第57条の9《中小企業者等の貸倒引当金の特例》関係 第3章 削 除 第4章 鉱業所得の課税の特例 第58条《探鉱準備金又は海外探鉱準備金》関係 第4章の2 特許権等の譲渡等による所得の課税の特例 <u>第59条の3《特許権等の譲渡等による所得の課税の特例》関係</u> <u>第1款 特殊の関係</u> <u>第2款 研究開発費の額</u> <u>第3款 特許権譲渡等取引に係る所得の金額</u> <u>第4款 独立企業間価格</u>	第52条の3《準備金方式による特別償却》関係 第2章 準備金等 第55条～第57条の8《共通事項》関係 第55条《海外投資等損失準備金》関係 第56条《中小企業事業再編投資損失準備金》関係 第57条の4《特定原子力施設炉心等除去準備金》関係 第57条の5《保険会社等の異常危険準備金》関係 第57条の6《原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金》関係 第57条の7《関西国際空港用地整備準備金》関係 第57条の7の2《中部国際空港整備準備金》関係 第57条の8《特定船舶に係る特別修繕準備金》関係 第57条の9《中小企業者等の貸倒引当金の特例》関係 第3章 削 除 第4章 鉱業所得の課税の特例 第58条《探鉱準備金又は海外探鉱準備金》関係

改 正 後	改 正 前
<u>第5款</u> <u>その他</u> 第5章 沖縄の認定法人の課税の特例 第60条（沖縄の認定法人の課税の特例）関係 第5章の2 国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例 第61条（国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例）関係 第6章 削 除 第7章 認定農地所有適格法人の課税の特例 第61条の2（農業経営基盤強化準備金）関係 第61条の3（農用地等を取得した場合の課税の特例）関係 第8章 交際費等の課税の特例 第61条の4（交際費等の損金不算入）関係 第1款 交際費等の範囲 第2款 損金不算入額の計算 第9章 土地の譲渡等がある場合の特別税率 第62条の3（土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係 第1款 課税対象の範囲等 第2款 収益の額 第3款 原価の額 第4款 直接又は間接に要した経費の額等	第5章 沖縄の認定法人の課税の特例 第60条（沖縄の認定法人の課税の特例）関係 第5章の2 国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例 第61条（国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例）関係 第6章 削 除 第7章 認定農地所有適格法人の課税の特例 第61条の2（農業経営基盤強化準備金）関係 第61条の3（農用地等を取得した場合の課税の特例）関係 第8章 交際費等の課税の特例 第61条の4（交際費等の損金不算入）関係 第1款 交際費等の範囲 第2款 損金不算入額の計算 第9章 土地の譲渡等がある場合の特別税率 第62条の3（土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係 第1款 課税対象の範囲等 第2款 収益の額 第3款 原価の額 第4款 直接又は間接に要した経費の額等

改 正 後	改 正 前
第 5 款 適用除外関係 第 6 款 その他 第63条《短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率》関係 第 1 款 課税対象の範囲等 第 2 款 収益の額 第 3 款 原価の額 第 4 款 直接又は間接に要した経費の額等 第 5 款 適用除外関係 第 6 款 その他 第10章 資産の譲渡の場合の課税の特例 第64条～第66条《共通事項》関係 第64条～第65条の 2《収用等の場合の課税の特例》関係 第 1 款 収用等の範囲 第 2 款 補償金の範囲等 第 3 款 圧縮記帳等の計算 第 4 款 収用証明書等 第65条の 2《収用換地等の場合の所得の特別控除》関係 第65条の 3《特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係 第65条の 4《特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係 第65条の 5《農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係 第65条の 5 の 2《特定の長期所有土地等の所得の特別控除》関係	第 5 款 適用除外関係 第 6 款 その他 第63条《短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率》関係 第 1 款 課税対象の範囲等 第 2 款 収益の額 第 3 款 原価の額 第 4 款 直接又は間接に要した経費の額等 第 5 款 適用除外関係 第 6 款 その他 第10章 資産の譲渡の場合の課税の特例 第64条～第66条《共通事項》関係 第64条～第65条の 2《収用等の場合の課税の特例》関係 第 1 款 収用等の範囲 第 2 款 補償金の範囲等 第 3 款 圧縮記帳等の計算 第 4 款 収用証明書等 第65条の 2《収用換地等の場合の所得の特別控除》関係 第65条の 3《特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係 第65条の 4《特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係 第65条の 5《農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係 第65条の 5 の 2《特定の長期所有土地等の所得の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
第1款 対象資産の範囲等 第2款 その他 第65条の6《資産の譲渡に係る特別控除額の特例》関係 第65条の7～第65条の9《特定の資産の買換えの場合等の課税の特例》関係 第1款 対象資産の範囲等 第2款 事業の用に供したことの意義等 第3款 圧縮限度額の計算等 第4款 特別勘定 第5款 その他 第66条《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例》関係 第66条の2《株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例》関係 第11章 国外関連者との取引に係る課税の特例等 第66条の4《国外関連者との取引に係る課税の特例》関係 第1款 特殊の関係 第2款 独立企業間価格の算定方法の選定 第3款 比較対象取引 第4款 独立企業間価格の算定 第5款 利益分割法の適用 第6款 取引単位営業利益法の適用 第7款 ディスカウント・キャッシュ・フロー法の適用 第8款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格の算定方法の適用 第9款 特定無形資産国外関連取引に係る価格調整措置の適用 第10款 申告調整等	第1款 対象資産の範囲等 第2款 その他 第65条の6《資産の譲渡に係る特別控除額の特例》関係 第65条の7～第65条の9《特定の資産の買換えの場合等の課税の特例》関係 第1款 対象資産の範囲等 第2款 事業の用に供したことの意義等 第3款 圧縮限度額の計算等 第4款 特別勘定 第5款 その他 第66条《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例》関係 第66条の2《株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例》関係 第11章 国外関連者との取引に係る課税の特例等 第66条の4《国外関連者との取引に係る課税の特例》関係 第1款 特殊の関係 第2款 独立企業間価格の算定方法の選定 第3款 比較対象取引 第4款 独立企業間価格の算定 第5款 利益分割法の適用 第6款 取引単位営業利益法の適用 第7款 ディスカウント・キャッシュ・フロー法の適用 第8款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格の算定方法の適用 第9款 特定無形資産国外関連取引に係る価格調整措置の適用 第10款 申告調整等

改 正 後	改 正 前
第11款 国外移転所得金額の取扱い等 第12款 その他 第11章の2 外国法人の内部取引に係る課税の特例 第66条の4の3《外国法人の内部取引に係る課税の特例》関係 第1款 独立企業間価格の算定方法の選定 第2款 比較対象取引 第3款 独立企業間価格の算定 第4款 利益分割法の適用 第5款 取引単位営業利益法の適用 第6款 ディスカウント・キャッシュ・フロー法の適用 第7款 棚卸資産の売買に相当する内部取引以外の内部取引における独立企業間価格の算定方法の適用 第8款 特定無形資産国外関連取引に相当する内部取引に係る価格調整措置の適用 第9款 申告調整等 第10款 国外移転所得金額の取扱い等 第11章の3 特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供 第66条の4の4《特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供》関係 第12章 支払利子等に係る課税の特例 第66条の5《国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例》関係 第66条の5の2及び第66条の5の3《対象純支払利子等に係る課税の特例》関係	第11款 国外移転所得金額の取扱い等 第12款 その他 第11章の2 外国法人の内部取引に係る課税の特例 第66条の4の3《外国法人の内部取引に係る課税の特例》関係 第1款 独立企業間価格の算定方法の選定 第2款 比較対象取引 第3款 独立企業間価格の算定 第4款 利益分割法の適用 第5款 取引単位営業利益法の適用 第6款 ディスカウント・キャッシュ・フロー法の適用 第7款 棚卸資産の売買に相当する内部取引以外の内部取引における独立企業間価格の算定方法の適用 第8款 特定無形資産国外関連取引に相当する内部取引に係る価格調整措置の適用 第9款 申告調整等 第10款 国外移転所得金額の取扱い等 第11章の3 特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供 第66条の4の4《特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供》関係 第12章 支払利子等に係る課税の特例 第66条の5《国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例》関係 第66条の5の2及び第66条の5の3《対象純支払利子等に係る課税の特例》関係

改 正 後	改 正 前
第13章 内国法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例 第66条の6～第66条の9《内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》 関係 第66条の9の2～第66条の9の5《特殊関係株主等である内国法人に係る外国 関係法人に係る所得の課税の特例》関係 第14章 その他の特例 第66条の10《技術研究組合の所得の計算の特例》関係 第66条の11《特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例》関係 第66条の11の2《特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の 特例》関係 第66条の13《特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場 合の課税の特例》関係 第67条《社会保険診療報酬の所得の計算の特例》関係 第67条の3《農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例》関係 第67条の4《転廃業助成金等に係る課税の特例》関係 第67条の5《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》 関係 第67条の6《特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の 特例》関係 第67条の12《組合事業等による損失がある場合の課税の特例》関係 第67条の18《国外所得金額の計算の特例》関係 第68条《特定の協同組合等の法人税率の特例》関係 <u>第68条の2</u>《認定株式分配に係る課税の特例》関係	第13章 内国法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例 第66条の6～第66条の9《内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》 関係 第66条の9の2～第66条の9の5《特殊関係株主等である内国法人に係る外国 関係法人に係る所得の課税の特例》関係 第14章 その他の特例 第66条の10《技術研究組合の所得の計算の特例》関係 第66条の11《特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例》関係 第66条の11の2《特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の 特例》関係 第66条の13《特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場 合の課税の特例》関係 第67条《社会保険診療報酬の所得の計算の特例》関係 第67条の3《農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例》関係 第67条の4《転廃業助成金等に係る課税の特例》関係 第67条の5《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》 関係 第67条の6《特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の 特例》関係 第67条の12《組合事業等による損失がある場合の課税の特例》関係 第67条の18《国外所得金額の計算の特例》関係 第68条《特定の協同組合等の法人税率の特例》関係 <u>第68条の2の2</u>《認定株式分配に係る課税の特例》関係

改 正 後	改 正 前
<u>第68条の2の2</u>《適格合併等の範囲等に関する特例》関係 第1款 合併法人等 第2款 特定軽減課税外国法人等	<u>第68条の2の3</u>《適格合併等の範囲等に関する特例》関係 第1款 合併法人等 第2款 特定軽減課税外国法人等

二 第42条の3の2《中小企業者等の法人税率の特例》関係

改 正 後	改 正 前
(中小企業者等の年800万円以下の所得金額の端数計算) 42の3の2-1 措置法<u>第42条の3の2第3項</u>に規定する事業年度が1年に満たない同条第1項の表の第3号及び第4号に掲げる法人が、<u>同項</u>の規定を適用する場合において、<u>同条第3項</u>に規定する「800万円を12で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、当該切り捨てられる端数の金額が当該事業年度の所得金額について切り捨てられる金額より多いときは、これを切り上げる。	(中小企業者等の年800万円以下の所得金額の端数計算) 42の3の2-1 措置法<u>第42条の3の2第4項</u>に規定する事業年度が1年に満たない同条第1項の表の第3号及び第4号に掲げる法人<u>(同条第3項第2号に規定する協同組合等又は同項第4号に規定する法人を除く。)</u>が、<u>同条第1項(同表の第3号及び第4号に係る部分に限る。)</u>の規定を適用する場合において、<u>同条第4項</u>に規定する「800万円を12で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、当該切り捨てられる端数の金額が当該事業年度の所得金額について切り捨てられる金額より多いときは、これを切り上げる。

三 第42条の5～第48条《共通事項》関係

改 正 後	改 正 前
(特別償却対象資産の特別償却の計算) 42の5～48(共)-1 措置法第42条の6第1項、第42条の10第1項、第42条の11第1項、第42条の11の2第1項、第42条の11の3第1項、第42条の12の4第1項、第42条の12の6第1項<u>及び</u>第43条から第48条までの規定による特別償却等は、	(特別償却対象資産の特別償却の計算) 42の5～48(共)-1 措置法第42条の6第1項、第42条の10第1項、第42条の11第1項、第42条の11の2第1項、第42条の11の3第1項、第42条の12の4第1項、第42条の12の6第1項、<u>第42条の12の7第1項及び第3項並びに</u>第43条から第

改 正 後	改 正 前
当該特別償却等の対象となる機械設備等について認められているのであるから、機械設備等で特別償却等の対象とならないものがあるときはもちろん、当該特別償却等の対象となる機械設備等と種類及び耐用年数を同じくする他の機械設備等があっても、それぞれ各別に償却限度額を計算することに留意する。 (特別償却等の適用を受けたものの意義) 42の5～48(共)－2 法人が、その有する減価償却資産について、措置法第42条の6第1項、第42条の10第1項、第42条の11第1項、第42条の11の2第1項、第42条の11の3第1項、第42条の12の4第1項、第42条の12の6第1項及び第43条から第48条までの規定による特別償却等に係る償却を実施していない場合においても、当該特別償却等に関する明細書においてその特別償却限度額の計算を行い、措置法第52条の2第1項に規定する特別償却不足額若しくは同条第4項に規定する合併等特別償却不足額として記載しているとき又はこれらの特別償却等に係る措置法第52条の3の規定による特別償却準備金の積立不足額若しくは合併等特別償却準備金積立不足額として処理したときは、当該減価償却資産は、当該特別償却限度額に係る特別償却等の適用を受けたものに該当することに留意する。 (適格合併等があった場合の特別償却等の適用) 42の5～48(共)－3 措置法第42条の6、第42条の10から第42条の11の3まで、第42条の12の4、第42条の12の6及び第43条から第48条までの規定並びにこれらの規定に係る措置法第52条の3第1項の規定は、減価償却資産を事業の用に供した場合に適用があるのであるから、適格合併等（適格合併、適格分割、適格	48条までの規定による特別償却等は、当該特別償却等の対象となる機械設備等について認められているのであるから、機械設備等で特別償却等の対象とならないものがあるときはもちろん、当該特別償却等の対象となる機械設備等と種類及び耐用年数を同じくする他の機械設備等があっても、それぞれ各別に償却限度額を計算することに留意する。 (特別償却等の適用を受けたものの意義) 42の5～48(共)－2 法人が、その有する減価償却資産又は繰延資産について、措置法第42条の6第1項、第42条の10第1項、第42条の11第1項、第42条の11の2第1項、第42条の11の3第1項、第42条の12の4第1項、第42条の12の6第1項、<u>第42条の12の7第1項から第3項まで</u>及び第43条から第48条までの規定による特別償却等に係る償却を実施していない場合においても、当該特別償却等に関する明細書においてその特別償却限度額の計算を行い、措置法第52条の2第1項に規定する特別償却不足額若しくは同条第4項に規定する合併等特別償却不足額として記載しているとき又はこれらの特別償却等に係る措置法第52条の3の規定による特別償却準備金の積立不足額若しくは合併等特別償却準備金積立不足額として処理したときは、当該減価償却資産<u>又は繰延資産</u>は、当該特別償却限度額に係る特別償却等の適用を受けたものに該当することに留意する。 (適格合併等があった場合の特別償却等の適用) 42の5～48(共)－3 措置法第42条の6、第42条の10から第42条の11の3まで、第42条の12の4、第42条の12の6、<u>第42条の12の7（第2項及び第5項に係る部分を除く。）</u>及び第43条から第48条までの規定並びにこれらの規定に係る措置法第52条の3第1項の規定は、減価償却資産を事業の用に供した場合に適用が

改 正 後	改 正 前
現物出資又は適格現物分配をいう。以下同じ。）による移転に係る減価償却資産についてこれらの規定の適用があるかどうかは、当該減価償却資産を事業の用に供した日の現況において、これらの規定に規定する適用要件（適用対象法人、適用期間、適用対象事業等に関する要件をいう。以下同じ。）を満たすかどうかにより判定することに留意する。 ④1 例えば、中小企業者等（措置法第42条の6第1項に規定する中小企業者等をいう。以下同じ。）に該当する被合併法人が減価償却資産を適格合併により中小企業者等に該当しない合併法人に移転する場合の同項の規定の適用については、次のようになる。 (1) 被合併法人が当該減価償却資産を事業の用に供した場合は、他の適用要件を満たせば、被合併法人において同項の規定の適用を受けることができる。 (2) 被合併法人が当該減価償却資産を事業の用に供しないで合併法人が事業の用に供した場合は、被合併法人又は合併法人のいずれの法人においても、同項の規定の適用を受けることができない。 2 合併法人等（合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。以下同じ。）が適格合併等により移転を受けた減価償却資産につき当該移転を受けた日を含む事業年度において合併等特別償却不足額（措置法第52条の2第5項に規定する合併等特別償却不足額をいう。）がある場合には、当該合併法人等については、同条第1項に規定する特別償却に関する規定に規定する適用要件を満たすかどうかにかかわらず、同条第4項の規定の適用を受けることができることに留意する。 措置法第52条の3第3項に規定する合併等特別償却準備金積立不足額がある場合における合併法人等の同項の規定の適用についても、同様とする。	あるのであるから、適格合併等（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいう。以下同じ。）による移転に係る減価償却資産についてこれらの規定の適用があるかどうかは、当該減価償却資産を事業の用に供した日の現況において、これらの規定に規定する適用要件（適用対象法人、適用期間、適用対象事業等に関する要件をいう。以下同じ。）を満たすかどうかにより判定することに留意する。 ④1 例えば、中小企業者等（措置法第42条の6第1項に規定する中小企業者等をいう。以下同じ。）に該当する被合併法人が減価償却資産を適格合併により中小企業者等に該当しない合併法人に移転する場合の同項の規定の適用については、次のようになる。 (1) 被合併法人が当該減価償却資産を事業の用に供した場合は、他の適用要件を満たせば、被合併法人において同項の規定の適用を受けることができる。 (2) 被合併法人が当該減価償却資産を事業の用に供しないで合併法人が事業の用に供した場合は、被合併法人又は合併法人のいずれの法人においても、同項の規定の適用を受けることができない。 2 合併法人等（合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。以下同じ。）が適格合併等により移転を受けた減価償却資産又は繰延資産につき当該移転を受けた日を含む事業年度において合併等特別償却不足額（措置法第52条の2第5項に規定する合併等特別償却不足額をいう。）がある場合には、当該合併法人等については、同条第1項に規定する特別償却に関する規定に規定する適用要件を満たすかどうかにかかわらず、同条第4項の規定の適用を受けることができることに留意する。 措置法第52条の3第3項に規定する合併等特別償却準備金積立不足額がある場合における合併法人等の同項の規定の適用についても、同様とする。

改 正 後	改 正 前
(国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額) 42の5～48(共)－3の2 措置法第42条の6第2項、第42条の9第1項、第42条の10第2項、第42条の11第2項、第42条の11の2第2項、第42条の11の3第2項、第42条の12の4第2項又は第42条の12の6第2項に規定する税額控除限度額(以下「<u>税額控除限度額</u>」という。)の計算の基礎となる措置法第42条の6第1項に規定する特定機械装置等、措置法第42条の9第1項に規定する工業用機械等、措置法第42条の10第1項に規定する特定機械装置等、措置法第42条の11第1項に規定する特定機械装置等、措置法第42条の11の2第1項に規定する特定事業用機械等、措置法第42条の11の3第1項に規定する特定建物等、措置法第42条の12の4第1項に規定する特定経営力向上設備等又は措置法第42条の12の6第1項に規定する生産工程効率化等設備(以下「<u>税額控除対象機械装置等</u>」という。)の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。 (1) 法人が取得又は製作若しくは建設(以下「取得等」という。)をした税額控除対象機械装置等につき、当該取得等をして事業の用に供した事業年度(以下「供用年度」という。)において法第42条から第49条までの規定の適用を受ける場合 令第54条第3項の規定により同条第1項の取得価額とみなすこととされる金額 (2) 法人が取得等をした税額控除対象機械装置等につき、供用年度後の事業年度において法第42条から第49条までの規定の適用を受けることが予定されている場合 令第54条第1項各号に定める金額から当該供用年度後の事業年度において法第42条から第49条までの規定の適用を受けるとしたならば、令第	(国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額) 42の5～48(共)－3の2 措置法第42条の6第2項、第42条の9第1項、第42条の10第2項、第42条の11第2項、第42条の11の2第2項、第42条の11の3第2項、第42条の12の4第2項、<u>第42条の12の6第2項若しくは第42条の12の7第4項</u>に規定する税額控除限度額又は同条第6項に規定する生産工程効率化等設備税額控除限度額(以下「<u>税額控除限度額等</u>」という。)の計算の基礎となる措置法第42条の6第1項に規定する特定機械装置等、措置法第42条の9第1項に規定する工業用機械等、措置法第42条の10第1項に規定する特定機械装置等、措置法第42条の11第1項に規定する特定機械装置等、措置法第42条の11の2第1項に規定する特定事業用機械等、措置法第42条の11の3第1項に規定する特定建物等、措置法第42条の12の4第1項に規定する特定経営力向上設備等、<u>措置法第42条の12の6第1項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備、措置法第42条の12の7第4項に規定する情報技術事業適応設備又は同条第3項に規定する生産工程効率化等設備</u>(以下「<u>税額控除対象機械装置等</u>」という。)の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。 (1) 法人が取得又は製作若しくは建設(以下「取得等」という。)をした税額控除対象機械装置等につき、当該取得等をして事業の用に供した事業年度(以下「供用年度」という。)において法第42条から第49条までの規定の適用を受ける場合 令第54条第3項の規定により同条第1項の取得価額とみなすこととされる金額 (2) 法人が取得等をした税額控除対象機械装置等につき、供用年度後の事業年度において法第42条から第49条までの規定の適用を受けることが予定されている場合 令第54条第1項各号に定める金額から当該供用年度後の事業年度において法第42条から第49条までの規定の適用を受けるとしたならば、令第

改 正 後	改 正 前
54条第3項に規定する「損金の額に算入された金額（……金額を加算した金額）」となることが見込まれる金額（以下「損金算入見込額」という。）を控除した金額 ㊦ 1 (2)の損金算入見込額は、当該供用年度終了の日において、法第42条第1項に規定する国庫補助金等若しくは法第45条第1項の金銭の交付を受け、法第46条第1項の賦課に基づいて納付され、又は法第47条第1項に規定する保険金等の支払を受けることが見込まれる金額（法第44条の規定の適用を受けることが予定されている場合には、法第42条第1項に規定する国庫補助金等の交付を受けた金額で返還を要しないことが供用年度終了の日までに確定していないものを含む。）とすることができる。 2 法人が税額控除対象機械装置等の供用年度において<u>税額控除限度額</u>の計算の基礎となる税額控除対象機械装置等の取得価額を(2)に定める金額によることなく令第54条第1項各号に定める金額に基づき<u>税額控除限度額</u>を計算して申告をしている場合において、供用年度後の事業年度に法第42条から第49条までの規定の適用を受けるときは、令第54条第3項の規定により同条第1項の取得価額とみなすこととされる金額に基づき供用年度の<u>税額控除限度額</u>を修正することに留意する。 （被合併法人等有する繰越税額控除限度超過額） 42の5～48(共)－4 繰越税額控除限度超過額（措置法第42条の6第4項、第42条の9第3項、第42条の12の4第4項又は<u>第42条の12の6第5項若しくは第8項</u>に規定する繰越税額控除限度超過額をいう。以下同じ。）を有している法人が、当該法人を被合併法人等（被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいう。）とする合併等（合併、分割、現物出資又は現物分配をいう。以下同じ。）を行った場合には、当該合併等が適格合併等に該当し、当該繰越税	54条第3項に規定する「損金の額に算入された金額（……金額を加算した金額）」となることが見込まれる金額（以下「損金算入見込額」という。）を控除した金額 ㊦ 1 (2)の損金算入見込額は、当該供用年度終了の日において、法第42条第1項に規定する国庫補助金等若しくは法第45条第1項の金銭の交付を受け、法第46条第1項の賦課に基づいて納付され、又は法第47条第1項に規定する保険金等の支払を受けることが見込まれる金額（法第44条の規定の適用を受けることが予定されている場合には、法第42条第1項に規定する国庫補助金等の交付を受けた金額で返還を要しないことが供用年度終了の日までに確定していないものを含む。）とすることができる。 2 法人が税額控除対象機械装置等の供用年度において<u>税額控除限度額等</u>の計算の基礎となる税額控除対象機械装置等の取得価額を(2)に定める金額によることなく令第54条第1項各号に定める金額に基づき<u>税額控除限度額等</u>を計算して申告をしている場合において、供用年度後の事業年度に法第42条から第49条までの規定の適用を受けるときは、令第54条第3項の規定により同条第1項の取得価額とみなすこととされる金額に基づき供用年度の<u>税額控除限度額等</u>を修正することに留意する。 （被合併法人等有する繰越税額控除限度超過額） 42の5～48(共)－4 繰越税額控除限度超過額（措置法第42条の6第4項、第42条の9第3項、第42条の12の4第4項又は<u>第42条の12の7第9項若しくは第12項</u>に規定する繰越税額控除限度超過額をいう。以下同じ。）を有している法人が、当該法人を被合併法人等（被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいう。）とする合併等（合併、分割、現物出資又は現物分配をいう。以下同じ。）を行った場合には、当該合併等が適格合併等に該当し、当該繰越税

改 正 後	改 正 前
額控除限度超過額の基となった資産をこれにより移転したときであっても、当該繰越税額控除限度超過額を合併法人等に引き継ぐことは認められないのであるから留意する。	額控除限度超過額の基となった資産をこれにより移転したときであっても、当該繰越税額控除限度超過額を合併法人等に引き継ぐことは認められないのであるから留意する。

四 第 42 条の 6 《中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
（事業年度の中途において中小企業者等に該当しなくなった場合等の適用） 42の6－1 法人が各事業年度の中途において措置法第42条の6第1項に規定する中小企業者等（以下「中小企業者等」という。）に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に取得又は製作（以下「取得等」という。）をして同項に規定する指定事業の用（以下「指定事業の用」という。）に供した特定機械装置等（同項に規定する「特定機械装置等」という。以下同じ。）については、同項の規定の適用があることに留意する。この場合において、措置法令第27条の6第5項第2号又は第3号に規定する取得価額の合計額がこれらの号に規定する金額以上であるかどうかは、その中小企業者等に該当していた期間内に取得等をして指定事業の用に供していたものの取得価額の合計額によって判定することに留意する。 ㊦ 法人が各事業年度の中途において特定中小企業者等（措置法第42条の6第2項に規定する「特定中小企業者等」という。）に該当しないこととなった場合の同項の規定の適用についても、同様とする。 （中小企業者であるかどうか等の判定の時期）	（事業年度の中途において中小企業者等に該当しなくなった場合等の適用） 42の6－1 法人が各事業年度の中途において措置法第42条の6第1項に規定する中小企業者等（以下「中小企業者等」という。）に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に取得又は製作（以下「取得等」という。）をして同項に規定する指定事業の用（以下「指定事業の用」という。）に供した特定機械装置等（同項に規定する「特定機械装置等」という。以下同じ。）については、同項の規定の適用があることに留意する。この場合において、措置法令第27条の6第4項第2号又は第3号に規定する取得価額の合計額がこれらの号に規定する金額以上であるかどうかは、その中小企業者等に該当していた期間内に取得等をして指定事業の用に供していたものの取得価額の合計額によって判定することに留意する。 ㊦ 法人が各事業年度の中途において特定中小企業者等（措置法第42条の6第2項に規定する「特定中小企業者等」という。）に該当しないこととなった場合の同項の規定の適用についても、同様とする。 （<u>通算法人に係る</u>中小企業者であるかどうか等の判定の時期）

改 正 後	改 正 前
42の6－1の2 措置法第42条の6第1項又は第2項の規定の適用上、<u>法人が同条第1項に規定する中小企業者に該当するかどうかの判定（以下「中小判定」という。）は、次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める取扱いによるものとする。</u> (1) <u>通算法人以外の法人</u> 当該法人の特定機械装置等の取得等をした日及び当該特定機械装置等を指定事業の用に供した日の現況による。 (2) <u>通算法人</u> 当該通算法人及び他の通算法人（次のイ又はロの日及び次のハの日のいずれにおいても当該通算法人との間に通算完全支配関係がある法人に限る。）の当該イ及びロの日の現況による。 イ 当該通算法人が特定機械装置等の取得等をした日 ロ 当該通算法人が当該特定機械装置等を指定事業の用に供した日 ハ 当該通算法人の<u>同項又は同条第2項の規定の適用を受けようとする事業年度終了の日</u> ④1 <u>通算親法人の事業年度の中途において通算承認の効力を失った通算法人のその効力を失った日の前日に終了する事業年度における中小判定についても、同様とする。</u> 2 <u>本文(1)の取扱いは、当該法人が同条第1項の「第42条の12の4第1項に規定する特定認定を受けた同項に規定する特定事業者等に該当するもののうち当該特定認定に係る同項に規定する特定経営力向上計画に同項第2号に掲げる減価償却資産が記載されているもの」に該当するかどうかの判定について準用する。</u> 3 <u>本文並びに注書1及び2の取扱いは、当該法人が措置法第42条の6第2項に規定する「中小企業者等のうち政令で定める法人以外の法人」に該当</u>	42の6－1の2 <u>通算法人に係る措置法第42条の6第1項又は第2項の規定の適用上、当該通算法人が措置法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者に該当するかどうかの判定（以下「中小判定」という。）は、当該通算法人及び他の通算法人（次の(1)又は(2)の日及び次の(3)の日のいずれにおいても当該通算法人との間に通算完全支配関係がある法人に限る。）の当該(1)及び(2)の日の現況によるものとする。</u> (1) 当該通算法人が特定機械装置等の取得等をした日 (2) 当該通算法人が当該特定機械装置等を指定事業の用に供した日 (3) 当該通算法人の<u>措置法第42条の6第1項又は第2項の規定の適用を受けようとする事業年度終了の日</u> 通算親法人の事業年度の中途において通算承認の効力を失った通算法人のその効力を失った日の前日に終了する事業年度における中小判定についても、同様とする。 ④ 本文の取扱いは、当該<u>通算法人が同項に規定する「中小企業者等のうち政令で定める法人以外の法人」に該当するかどうかの判定（措置法第42条の4</u>

改 正 後	改 正 前
するかどうかの判定（措置法第42条の4第19項第8号に規定する適用除外事業者又は同項第8号の2に規定する通算適用除外事業者に該当するかどうかの判定を除く。）について準用する。 <u>（従業員数基準の適用等）</u> <u>42の6－1の3</u> 中小判定に当たっては、42の4(3)－2から42の4(3)－4までの取扱いを準用する。 <u>（主要な事業であるものの例示）</u> <u>42の6－1の4</u> 措置法規則第20条の3第2項の規定の適用上、次に掲げる事業には、例えば、それぞれ次に定めるような行為が該当する。 (1) 同項第1号に掲げる事業 中小企業者等がその所有する店舗、事務所等の一面を活用して、いわゆるコインランドリーを利用させる役務を提供する行為 (2) 同項第2号に掲げる事業 公衆浴場を営む中小企業者等がその利用客に対して、いわゆるコインランドリーを利用させる役務を提供する行為 <u>（取得価額の判定単位）</u> <u>42の6－2</u> 措置法令第27条の6第5項第1号又は第2号に掲げる機械及び装置又は工具の1台又は1基の取得価額が160万円以上又は120万円以上であるかどうかについては、通常一単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。 ㊦ 措置法規則第20条の3第3項に規定する工具の取得価額の合計額が120万	第19項第8号に規定する適用除外事業者又は同項第8号の2に規定する通算適用除外事業者に該当するかどうかの判定を除く。）について準用する。 （新 設） <u>（主要な事業であるものの例示）</u> <u>42の6－1の3</u> 措置法規則第20条の3第2項の規定の適用上、次に掲げる事業には、例えば、それぞれ次に定めるような行為が該当する。 (1) 同項第1号に掲げる事業 中小企業者等がその所有する店舗、事務所等の一面を活用して、いわゆるコインランドリーを利用させる役務を提供する行為 (2) 同項第2号に掲げる事業 公衆浴場を営む中小企業者等がその利用客に対して、いわゆるコインランドリーを利用させる役務を提供する行為 <u>（取得価額の判定単位）</u> <u>42の6－2</u> 措置法令第27条の6第4項第1号又は第2号に掲げる機械及び装置又は工具の1台又は1基の取得価額が160万円以上又は120万円以上であるかどうかについては、通常一単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。 ㊦ 措置法規則第20条の3第3項に規定する工具の取得価額の合計額が120万

改 正 後	改 正 前
円以上であるかどうかについては、同項に規定する測定工具及び検査工具の取得価額の合計額により判定することに留意する。 (圧縮記帳の適用を受けた場合の特定機械装置等の取得価額要件の判定) 42の6-3 措置法令第27条の6第5項第1号から第3号までに掲げる機械及び装置、工具又はソフトウェアの取得価額が160万円以上、120万円以上又は70万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、工具又はソフトウェアが法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき(42の5～48(共)－3の2(2)中「税額控除対象機械装置等」とあるのを「措置法令第27条の6第5項第1号から第3号までに掲げる機械及び装置、工具並びにソフトウェア」と読み替えた場合における42の5～48(共)－3の2(2)に掲げる場合を含む。)は、その圧縮記帳後の金額(上記の42の5～48(共)－3の2(2)に掲げる場合にあっては、42の5～48(共)－3の2(2)に定める金額)に基づいてその判定を行うものとする。 (事業の判定) 42の6-5 法人の営む事業が指定事業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類(総務省)の分類を基準として判定する。 ④1 措置法令第27条の6第7項の「鉱業」については、日本標準産業分類の「大分類C鉱業、採石業、砂利採取業」に分類する事業が該当する。 2 措置法規則第20条の3第8項第12号に掲げる「サービス業」については、日本標準産業分類の「大分類G情報通信業」(通信業を除く。)、「小分類693駐車場業」、「中分類70物品賃貸業」、「大分類L学術研究、専門・技術サービス業」、「中分類75宿泊業」、「中分類78洗濯・理容・美容・浴場業」、「中分類79その他の生活関連サービス業」(旅行業を除く。)、	円以上であるかどうかについては、同項に規定する測定工具及び検査工具の取得価額の合計額により判定することに留意する。 (圧縮記帳の適用を受けた場合の特定機械装置等の取得価額要件の判定) 42の6-3 措置法令第27条の6第4項第1号から第3号までに掲げる機械及び装置、工具又はソフトウェアの取得価額が160万円以上、120万円以上又は70万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、工具又はソフトウェアが法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき(42の5～48(共)－3の2(2)中「税額控除対象機械装置等」とあるのを「措置法令第27条の6第4項第1号から第3号までに掲げる機械及び装置、工具並びにソフトウェア」と読み替えた場合における42の5～48(共)－3の2(2)に掲げる場合を含む。)は、その圧縮記帳後の金額(上記の42の5～48(共)－3の2(2)に掲げる場合にあっては、42の5～48(共)－3の2(2)に定める金額)に基づいてその判定を行うものとする。 (事業の判定) 42の6-5 法人の営む事業が指定事業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類(総務省)の分類を基準として判定する。 ④1 措置法令第27条の6第6項の「鉱業」については、日本標準産業分類の「大分類C鉱業、採石業、砂利採取業」に分類する事業が該当する。 2 措置法規則第20条の3第5項第12号に掲げる「サービス業」については、日本標準産業分類の「大分類G情報通信業」(通信業を除く。)、「小分類693駐車場業」、「中分類70物品賃貸業」、「大分類L学術研究、専門・技術サービス業」、「中分類75宿泊業」、「中分類78洗濯・理容・美容・浴場業」、「中分類79その他の生活関連サービス業」(旅行業を除く。)、

改 正 後	改 正 前
「大分類〇教育、学習支援業」、「大分類P医療、福祉」、「中分類87協同組合（他に分類されないもの）」及び「大分類Rサービス業（他に分類されないもの）」に分類する事業が該当する。	「大分類〇教育、学習支援業」、「大分類P医療、福祉」、「中分類87協同組合（他に分類されないもの）」及び「大分類Rサービス業（他に分類されないもの）」に分類する事業が該当する。

五 第42条の11の2《地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
（圧縮記帳の適用を受けた場合の特定地域経済牽引事業施設等の取得価額要件の判定） 42の11の2-1 措置法令第27条の11の2第1項の一の承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する令第13条各号に掲げる資産の取得価額の合計額が<u>1億円</u>以上であるかどうかを判定する場合において、その一の承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する<u>同条各号</u>に掲げる資産のうちに法又は措置法の規定による圧縮記帳の適用を受けたものがあるとき（42の5～48(共)－3の2(2)中「税額控除対象機械装置等につき」とあるのを「措置法令第27条の11の2第1項の一の承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する令第13条各号に掲げる資産のうちに」と、「予定されている」とあるのを「予定されているものがある」と読み替えた場合における42の5～48(共)－3の2(2)に掲げる場合を含む。）は、その圧縮記帳後の金額（上記の42の5～48(共)－3の2(2)に掲げる場合にあっては、42の5～48(共)－3の2(2)に定める金額）に基づいてその判定を行うものとする。 （取得価額の合計額が80億円を超えるかどうか等の判定） 42の11の2-5 措置法第42条の11の2の規定の適用上、一の特定地域経済牽引事	（圧縮記帳の適用を受けた場合の特定地域経済牽引事業施設等の取得価額要件の判定） 42の11の2-1 措置法令第27条の11の2第1項の一の承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する令第13条各号に掲げる資産の取得価額の合計額が<u>2,000万円</u>以上であるかどうかを判定する場合において、その一の承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する<u>令第13条各号</u>に掲げる資産のうちに法又は措置法の規定による圧縮記帳の適用を受けたものがあるとき（42の5～48(共)－3の2(2)中「税額控除対象機械装置等につき」とあるのを「措置法令第27条の11の2第1項の一の承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する令第13条各号に掲げる資産のうちに」と、「予定されている」とあるのを「予定されているものがある」と読み替えた場合における42の5～48(共)－3の2(2)に掲げる場合を含む。）は、その圧縮記帳後の金額（上記の42の5～48(共)－3の2(2)に掲げる場合にあっては、42の5～48(共)－3の2(2)に定める金額）に基づいてその判定を行うものとする。 （取得価額の合計額が80億円を超えるかどうか等の判定） 42の11の2-5 措置法第42条の11の2の規定の適用上、一の特定地域経済牽引事

改 正 後	改 正 前
業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が80億円を超えるかどうかは、その新設又は増設に係る承認地域経済牽引事業計画（同条第1項に規定する承認地域経済牽引事業計画をいう。以下同じ。）ごとに判定することに留意する。 措置法令第27条の11の2第1項の一の承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する令第13条各号に掲げる資産の取得価額の合計額が<u>1億円</u>以上であるかどうかの判定についても、同様とする。	業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が80億円を超えるかどうかは、その新設又は増設に係る承認地域経済牽引事業計画（同条第1項に規定する承認地域経済牽引事業計画をいう。以下同じ。）ごとに判定することに留意する。 措置法令第27条の11の2第1項の一の承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する令第13条各号に掲げる資産の取得価額の合計額が<u>2,000万円</u>以上であるかどうかの判定についても、同様とする。

六 第42条の12の4《中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
（中小企業者であるかどうかの判定の時期） 42の12の4－1 措置法第42条の12の4第1項又は第2項の規定の適用上、法人が措置法<u>第42条の6第1項</u>に規定する中小企業者に該当するかどうかの判定（以下「中小判定」という。）は、次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める取扱いによるものとする。 (1) 通算法人以外の法人 当該法人の措置法第42条の12の4第1項に規定する特定経営力向上設備等（以下「特定経営力向上設備等」という。）の取得又は製作若しくは建設（以下「取得等」という。）をした日及び当該特定経営力向上設備等を同項に規定する指定事業の用（以下「指定事業の用」という。）に供した日の現況による。 (2) 通算法人 当該通算法人及び他の通算法人（次のイ又はロの日及び次のハの日のいずれにおいても当該通算法人との間に通算完全支配関係がある法人に限る。）の当該イ及びロの日の現況による。	（中小企業者であるかどうかの判定の時期） 42の12の4－1 措置法第42条の12の4第1項又は第2項の規定の適用上、法人が措置法<u>第42条の4第19項第7号</u>に規定する中小企業者に該当するかどうかの判定（以下「中小判定」という。）は、次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める取扱いによるものとする。 (1) 通算法人以外の法人 当該法人の措置法第42条の12の4第1項に規定する特定経営力向上設備等（以下「特定経営力向上設備等」という。）の取得又は製作若しくは建設（以下「取得等」という。）をした日及び当該特定経営力向上設備等を<u>事業の用</u>に供した日の現況による。 (2) 通算法人 当該通算法人及び他の通算法人（次のイ又はロの日及び次のハの日のいずれにおいても当該通算法人との間に通算完全支配関係がある法人に限る。）の当該イ及びロの日の現況による。

改 正 後	改 正 前
イ 当該通算法人が特定経営力向上設備等の取得等をした日 ロ 当該通算法人が当該特定経営力向上設備等を<u>指定事業の用</u>に供した日 ハ 当該通算法人の<u>同項又は同条第2項</u>の規定の適用を受けようとする事業年度終了の日 ④1 通算親法人の事業年度の中途において通算承認の効力を失った通算法人のその効力を失った日の前日に終了する事業年度における中小判定についても、同様とする。 2 本文及び注書1の取扱いは、当該法人が<u>同項第1号</u>に規定する「中小企業者等のうち政令で定める法人以外の法人」に該当するかどうかの判定(措置法第42条の4第19項第8号に規定する適用除外事業者又は同項第8号の2に規定する通算適用除外事業者に該当するかどうかの判定を除く。)について準用する。 <u>(特別償却等の対象となる建物の附属設備)</u> <u>42の12の4-3 措置法第42条の12の4第1項第2号に規定する建物の附属設備は、当該建物とともに取得又は建設をする場合における建物附属設備に限られることに留意する。</u> <u>(取得価額の判定単位)</u> <u>42の12の4-4 措置法令第27条の12の4第2項第1号イ若しくはロ又は第2号イ若しくはロに掲げる機械及び装置又は工具、器具及び備品の1台又は1基の取得価額が160万円以上又は30万円以上であるかどうかについては、通常一単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところにより</u>	イ 当該通算法人が特定経営力向上設備等の取得等をした日 ロ 当該通算法人が当該特定経営力向上設備等を<u>事業の用</u>に供した日 ハ 当該通算法人の<u>措置法第42条の12の4第1項又は第2項</u>の規定の適用を受けようとする事業年度終了の日 ④1 通算親法人の事業年度の中途において通算承認の効力を失った通算法人のその効力を失った日の前日に終了する事業年度における中小判定についても、同様とする。 2 本文及び注書1の取扱いは、当該法人が<u>同項</u>に規定する「中小企業者等のうち政令で定める法人以外の法人」に該当するかどうかの判定(措置法第42条の4第19項第8号に規定する適用除外事業者又は同項第8号の2に規定する通算適用除外事業者に該当するかどうかの判定を除く。)について準用する。 <u>42の12の4-3 削 除</u> <u>(取得価額の判定単位)</u> <u>42の12の4-4 措置法令第27条の12の4第2項に規定する機械及び装置又は工具、器具及び備品の1台又は1基の取得価額が160万円以上又は30万円以上であるかどうかについては、通常一単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとす</u>

改 正 後	改 正 前
その判定を行うことができるものとする。 (圧縮記帳の適用を受けた場合の特定経営力向上設備等の取得価額要件の判定) 42の12の4-5 措置法令第27条の12の4第2項第1号イからニまでに掲げる機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備又はソフトウェアの取得価額が160万円以上、30万円以上、60万円以上又は70万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備又はソフトウェアが法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき(42の5～48(共)－3の2(2)中「税額控除対象機械装置等」とあるのを「措置法令第27条の12の4第2項第1号イからニまでに掲げる機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びにソフトウェア」と読み替えた場合における42の5～48(共)－3の2(2)に掲げる場合を含む。)は、その圧縮記帳後の金額(上記の42の5～48(共)－3の2(2)に掲げる場合にあつては、42の5～48(共)－3の2(2)に定める金額)に基づいてその判定を行うものとする。 <u>同項第2号イからニまでに掲げる機械及び装置、工具、器具及び備品、建物及びその附属設備又はソフトウェアの取得価額(建物及びその附属設備にあつては、取得価額の合計額)が160万円以上、30万円以上、1,000万円以上又は70万円以上であるかどうかを判定する場合についても、同様とする。</u> (取得価額の合計額が60億円を超えるかどうかの判定) 42の12の4-5の2 <u>措置法第42条の12の4の規定の適用上、一の生産等設備を構成する特定機械装置等(同条第1項第2号に規定する特定機械装置等をいう。以下同じ。)</u>の取得価額の合計額が60億円を超えるかどうかは、その特定機械装置等が記載された同項に規定する特定経営力向上計画ごとに判定することに留	る。 (圧縮記帳の適用を受けた場合の特定経営力向上設備等の取得価額要件の判定) 42の12の4-5 措置法令第27条の12の4第2項に規定する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備又はソフトウェアの取得価額が160万円以上、30万円以上、60万円以上又は70万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備又はソフトウェアが法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき(42の5～48(共)－3の2(2)中「税額控除対象機械装置等」とあるのを「措置法令第27条の12の4第2項に規定する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びにソフトウェア」と読み替えた場合における42の5～48(共)－3の2(2)に掲げる場合を含む。)は、その圧縮記帳後の金額(上記の42の5～48(共)－3の2(2)に掲げる場合にあつては、42の5～48(共)－3の2(2)に定める金額)に基づいてその判定を行うものとする。 (新 設)

改 正 後	改 正 前
<u>意する。</u> <u>(2以上の事業年度において指定事業の用に供した場合の取得価額の計算)</u> 42の12の4-5の3 <u>特定機械装置等に係る一の生産等設備を構成する特定機械装置等でその取得価額の合計額が60億円を超えるものを2以上の事業年度において指定事業の用に供した場合には、その取得価額の合計額が初めて60億円を超えることとなる事業年度（以下「超過事業年度」という。）における措置法第42条の12の4第1項の規定による特別償却限度額又は同条第2項の規定による税額控除限度額の計算の基礎となる個々の特定機械装置等の取得価額は、次の算式による。</u> <u>(算式)</u> $\left(\frac{60 \text{ 億円}}{\text{超過事業年度前の各事業年度において指定事業の用に供した特定機械装置等の取得価額の合計額 (注)}} - 1 \right) \times \frac{\text{超過事業年度において指定事業の用に供した個々の特定機械装置等の取得価額}}{\text{超過事業年度において指定事業の用に供した特定機械装置等の取得価額の合計額}}$ <u>(注) 超過事業年度前の各事業年度において指定事業の用に供した個々の特定機械装置等については、その取得価額の調整は行わないことに留意する。</u> <u>(主たる事業でない場合の適用)</u> 42の12の4-6 <u>法人の営む事業が指定事業の用に係る事業（以下「指定事業」という。）に該当するかどうかは、当該法人が主たる事業としてその事業を営んでいるかどうかを問わないことに留意する。</u> <u>(特定経営力向上設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計</u>	(新 設) 42の12の4-6 <u>法人の営む事業が措置法第42条の12の4第1項に規定する指定事業の用に係る事業（以下「指定事業」という。）に該当するかどうかは、当該法人が主たる事業としてその事業を営んでいるかどうかを問わないことに留意する。</u> <u>(特定経営力向上設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計</u>

改 正 後	改 正 前
算) 42の12の4－9 法人が特定経営力向上設備等を<u>指定事業の用</u>に供した日を含む事業年度（以下「供用年度」という。）後の事業年度においてその特定経営力向上設備等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあった特定経営力向上設備等に係る措置法第42条の12の4第2項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。	算) 42の12の4－9 法人が特定経営力向上設備等を<u>事業の用</u>に供した日を含む事業年度（以下「供用年度」という。）後の事業年度においてその特定経営力向上設備等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあった特定経営力向上設備等に係る措置法第42条の12の4第2項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。

七 旧第42条の12の6《認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
(廃止) (廃止)	<u>第42条の12の6《認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</u> <u>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</u> 42の12の6－1 <u>措置法第42条の12の6第1項に規定する認定導入事業者が、その取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備を自己の下請業者に貸与した場合において、当該認定特定高度情報通信技術活用設備が専ら当該認定導入事業者のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該認定特定高度情報通信技術活用設備は当該認定導入事業者の営む事業の用に供したものとして取り扱う。</u>

八 第42条の12の6《生産工程効率化等設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
<u>第42条の12の6</u> 《<u>生産工程効率化等設備</u>を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除》関係 (廃 止) (貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与) <u>42の12の6-1</u> 措置法第42条の12の6第1項に規定する認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応事業者が、その取得又は製作若しくは建設（以下「取得等」という。）をした同項に規定する生産工程効率化等設備（以下「生産工程効率化等設備」という。）を自己の下請業者に貸与した場合において、当該生産工程効率化等設備が専ら当該認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応事業者のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該生産工程効率化等設備は当該認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応事業者の営む事業の用に供したものと取り扱う。 (廃 止)	<u>第42条の12の7</u> 《事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除》関係 <u>（事業適応繰延資産に該当するもの）</u> <u>42の12の7-1</u> 措置法第42条の12の7第1項の情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用のうち繰延資産となるものには、同項の情報技術事業適応を実施するためにクラウドを通じて利用するソフトウェアの初期費用で令第14条第1項第6号ロに掲げるもの（資産の取得に要した金額とされるべき費用及び同条第2項に規定する前払費用を除き、支出の効果がその支出の日以後1年以上に及ぶものに限る。）が該当する。 (貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与) <u>42の12の7-2</u> 措置法第42条の12の7第1項に規定する認定事業適応事業者が、その取得又は製作をした同項又は同条第4項に規定する情報技術事業適応設備を自己の下請業者に貸与した場合において、当該情報技術事業適応設備が専ら当該認定事業適応事業者のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該情報技術事業適応設備は当該認定事業適応事業者の営む事業の用に供したものと取り扱う。同条第3項に規定する認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応事業者が、その取得又は製作若しくは建設（以下「取得等」という。）をした同項に規定する生産工程効率化等設備（以下「生産工程効率化等設備」という。）を自己の下請業者に貸与した場合についても、同様とする。 <u>（分割払の事業適応繰延資産）</u> <u>42の12の7-3</u> 法人が措置法第42条の12の7第2項又は第5項に規定する事業適

改 正 後	改 正 前
(中小企業者であるかどうかの判定の時期) <u>42の12の6-2</u> 措置法第42条の12の6第2項の規定の適用上、法人が措置法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者に該当するかどうかの判定(以下「中小判定」という。)は、次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める取扱いによるものとする。 (1) 通算法人以外の法人 当該法人の生産工程効率化等設備の取得等をした日及び当該生産工程効率化等設備を事業の用に供した日の現況による。 (2) 通算法人 当該通算法人及び他の通算法人(次のイ又はロの日及び次のハの日のいずれにおいても当該通算法人との間に通算完全支配関係がある法人に限る。)の当該イ及びロの日の現況による。 イ 当該通算法人が生産工程効率化等設備の取得等をした日 ロ 当該通算法人が当該生産工程効率化等設備を事業の用に供した日 ハ 当該通算法人の措置法第42条の12の6第2項の規定の適用を受けようとする事業年度終了の日 (注) 通算親法人の事業年度の中途において通算承認の効力を失った通算法人のその効力を失った日の前日に終了する事業年度における中小判定についても、同様とする。	<u>応繰延資産となる費用を分割して支払うこととしている場合には、たとえその総額が確定しているときであっても、同条第2項の特別償却限度額又は同条第5項の繰延資産税額控除限度額は当該費用を支出した日の属する事業年度において支出した金額を基礎として計算することとなり、当該金額に未払金の額を含めることはできないのであるが、分割して支払う期間が短期間(おおむね3年以内)である場合において、当該金額に未払金の額を含めることとしているときは、これを認める。</u> (中小企業者であるかどうかの判定の時期) <u>42の12の7-4</u> 措置法第42条の12の7第6項の規定の適用上、法人が措置法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者に該当するかどうかの判定(以下「中小判定」という。)は、次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める取扱いによるものとする。 (1) 通算法人以外の法人 当該法人の生産工程効率化等設備の取得等をした日及び当該生産工程効率化等設備を事業の用に供した日の現況による。 (2) 通算法人 当該通算法人及び他の通算法人(次のイ又はロの日及び次のハの日のいずれにおいても当該通算法人との間に通算完全支配関係がある法人に限る。)の当該イ及びロの日の現況による。 イ 当該通算法人が生産工程効率化等設備の取得等をした日 ロ 当該通算法人が当該生産工程効率化等設備を事業の用に供した日 ハ 当該通算法人の措置法第42条の12の7第6項の規定の適用を受けようとする事業年度終了の日 (注) 通算親法人の事業年度の中途において通算承認の効力を失った通算法人のその効力を失った日の前日に終了する事業年度における中小判定についても、同様とする。

改 正 後	改 正 前
(国内資産の内外判定等) <u>42の12の6-3</u> 措置法第42条の12の6第14項第2号の規定の適用に当たっては、42の13-5から42の13-10までの取扱いを準用する。	(国内資産の内外判定等) <u>42の12の7-5</u> 措置法第42条の12の7第18項第2号の規定の適用に当たっては、42の13-5から42の13-10までの取扱いを準用する。

九 第42条の13《法人税の額から控除される特別控除額の特例》関係

改 正 後	改 正 前
(国内資産の内外判定) <u>42の13-5</u> 措置法第42条の13第5項第2号イに規定する国内資産（以下「国内資産」という。）に該当するかどうかは、その資産が法人の事業の用に供される場所が国内であるかどうかにより判定するのであるが、例えば次に掲げる無形固定資産が事業の用に供される場所については、原則として、それぞれ次に定める場所による。 (1) 鉱業権（租鉱権及び採石権その他土石を採掘し又は採取する権利（<u>(2)に掲げる無形固定資産を除く。</u>以下「採石権等」という。）を含む。<u>以下同じ。</u>） <u>鉱業権に係る鉱区又は採石場の所在する場所</u> <u>(2) 二酸化炭素の貯留事業に関する法律第2条第8項に規定する試掘権 試掘区域の所在する場所</u> <u>(3) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権若しくは育成者権（これらの権利を利用する権利を含む。）又は営業権 これらの権利が使用される場所</u> <u>(4) ソフトウェア そのソフトウェアが組み込まれている資産の所在する場所</u> (注) 一の資産について、国内及び国外のいずれの事業の用にも供されている場合には、当該一の資産は国内資産に該当するものとして取り扱う。	(国内資産の内外判定) <u>42の13-5</u> 措置法第42条の13第5項第2号イに規定する国内資産（以下「国内資産」という。）に該当するかどうかは、その資産が法人の事業の用に供される場所が国内であるかどうかにより判定するのであるが、例えば次に掲げる無形固定資産（<u>令第13条第8号に掲げる無形固定資産をいう。</u>）が事業の用に供される場所については、原則として、それぞれ次に定める場所による。 (1) 鉱業権（租鉱権及び採石権その他土石を採掘し又は採取する権利（以下「採石権等」という。）を含む。） <u>鉱業権に係る鉱区（租鉱権にあつてはこれに係る租鉱区、採石権等にあつてはこれらに係る採石場）の所在する場所</u> <u>(2) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権若しくは育成者権（これらの権利を利用する権利を含む。）又は営業権 これらの権利が使用される場所</u> <u>(3) ソフトウェア そのソフトウェアが組み込まれている資産の所在する場所</u> (注) 一の資産について、国内及び国外のいずれの事業の用にも供されている場合には、当該一の資産は国内資産に該当するものとして取り扱う。

改 正 後	改 正 前
(償却費として損金経理をした金額) 42 の 13－10 措置法第 42 条の 13 第 5 項第 2 号ロの「償却費として損金経理をした金額」には、基本通達 7－5－1 又は 7－5－2 の取扱いにより償却費として損金経理をした金額に該当するものとされる金額が含まれることに留意する。 ただし、法人が継続して、これらの金額につき「償却費として損金経理をした金額」に含めないこととして計算している場合には、国内設備投資額の計算につき当該法人の有する国内資産に係るこれらの金額に相当する金額を含めないこととしているときに限り、この計算を認める。 <u>(注) 基本通達 7－5－3 の取扱いにおけるその確定した決算において法第 64 条の 2 第 1 項に規定するリース資産に係る同通達に定める使用権資産の減価償却費として経理した金額についても、同様とする。</u>	(償却費として損金経理をした金額) 42 の 13－10 措置法第 42 条の 13 第 5 項第 2 号ロの「償却費として損金経理をした金額」には、基本通達 7－5－1 又は 7－5－2 の取扱いにより償却費として損金経理をした金額に該当するものとされる金額が含まれることに留意する。 ただし、法人が継続して、これらの金額につき「償却費として損金経理をした金額」に含めないこととして計算している場合には、国内設備投資額の計算につき当該法人の有する国内資産に係るこれらの金額に相当する金額を含めないこととしているときに限り、この計算を認める。

十 第 44 条《関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却》関係

改 正 後	改 正 前
(研究所用施設の要件の判定) 44－2 措置法令第 28 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する研究所用の施設（以下「研究所用の施設」という。）の取得又は製作若しくは建設（以下「取得等」という。）に必要な資金の額が <u>4 億 5,000 万円</u> 以上であるかどうかは、一の計画に基づき取得する研究所用の施設ごとに判定するものとする。 (注) 研究所用の施設の取得等に必要な資金の額が <u>4 億 5,000 万円</u> 以上であるかどうかは、その研究所用の施設につき法第 42 条から第 49 条までの規定による	(研究所用施設の要件の判定) 44－2 措置法令第 28 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する研究所用の施設（以下「研究所用の施設」という。）の取得又は製作若しくは建設（以下「取得等」という。）に必要な資金の額が <u>4 億円</u> 以上であるかどうかは、一の計画に基づき取得する研究所用の施設ごとに判定するものとする。 (注) 研究所用の施設の取得等に必要な資金の額が <u>4 億円</u> 以上であるかどうかは、その研究所用の施設につき法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記

改 正 後	改 正 前
圧縮記帳の適用を受けるものであってもこれらの規定の適用を受ける前の金額により判定するが、研究所用の施設に含まれる個々の資産の特別償却額は、これらの規定による圧縮記帳後の金額を基礎として計算することに留意する。	帳の適用を受けるものであってもこれらの規定の適用を受ける前の金額により判定するが、研究所用の施設に含まれる個々の資産の特別償却額は、これらの規定による圧縮記帳後の金額を基礎として計算することに留意する。

十一 第 44 条の 3 《共同利用施設の特別償却》関係

改 正 後	改 正 前
（圧縮記帳の適用を受けた場合の共同利用施設の取得価額要件の判定） 44の3－1 措置法令第28条の6の「一の共同利用施設の取得価額（……）が400万円（建物にあっては、<u>650万円</u>）以上」であるかどうかを判定する場合において、その共同利用施設が法第42条から第45条まで及び第47条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき（42の5～48(共)－3の2(2)中「税額控除対象機械装置等」とあるのを「措置法令第28条の6の一の共同利用施設」と読み替えた場合における42の5～48(共)－3の2(2)に掲げる場合を含む。）は、その圧縮記帳後の金額（上記の42の5～48(共)－3の2(2)に掲げる場合にあっては、42の5～48(共)－3の2(2)に定める金額）に基づいてその判定を行うものとする。	（圧縮記帳の適用を受けた場合の共同利用施設の取得価額要件の判定） 44の3－1 措置法令第28条の6の「一の共同利用施設の取得価額（……）が400万円（建物にあっては、<u>600万円</u>）以上」であるかどうかを判定する場合において、その共同利用施設が法第42条から第45条まで及び第47条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき（42の5～48(共)－3の2(2)中「税額控除対象機械装置等」とあるのを「措置法令第28条の6の一の共同利用施設」と読み替えた場合における42の5～48(共)－3の2(2)に掲げる場合を含む。）は、その圧縮記帳後の金額（上記の42の5～48(共)－3の2(2)に掲げる場合にあっては、42の5～48(共)－3の2(2)に定める金額）に基づいてその判定を行うものとする。

十二 第 44 条の 5 《生産方式革新事業活動用資産等の特別償却》関係

改 正 後	改 正 前
<u>第 44 条の 5 《生産方式革新事業活動用資産等の特別償却》関係</u>	（新 設）

改 正 後	改 正 前
<u>(特別償却の対象となる建物の附属設備)</u> <u>44の5-1 措置法第44条の5第1項第1号に規定する建物の附属設備は、当該建物とともに取得又は建設をする場合における建物附属設備に限られることに留意する。</u>	(新 設)

十三 第52条の3《準備金方式による特別償却》関係

改 正 後	改 正 前
<u>(耐用年数の改正が行われた場合の特別償却準備金の均分取崩し)</u> 52の3-4 法人が前事業年度から繰り越された特別償却準備金の金額について措置法第52条の3第5項の規定により益金の額に算入する場合において、特別償却対象資産に係る法定耐用年数が当該特別償却準備金を積み立てた事業年度後に改正されたときには、改正後の<u>法定耐用年数</u>が適用される事業年度における同項の規定の適用に当たっては、同項に規定する<u>耐用年数</u>は改正後の<u>法定耐用年数</u>によることに留意する。	<u>(耐用年数等の改正が行われた場合の特別償却準備金の均分取崩し)</u> 52の3-4 法人が前事業年度から繰り越された特別償却準備金の金額について措置法第52条の3第5項の規定により益金の額に算入する場合において、特別償却対象資産に係る法定耐用年数<u>(繰延資産にあつては、その繰延資産に係る支出の効果の及ぶ期間。以下「法定耐用年数等」という。)</u>が当該特別償却準備金を積み立てた事業年度後に改正されたときには、改正後の<u>法定耐用年数等</u>が適用される事業年度における同項の規定の適用に当たっては、同項に規定する<u>耐用年数等</u>は改正後の<u>法定耐用年数等</u>によることに留意する。

十四 第59条の3《特許権等の譲渡等による所得の課税の特例》関係

改 正 後	改 正 前
<u>第4章の2 特許権等の譲渡等による所得の課税の特例</u> <u>第59条の3《特許権等の譲渡等による所得の課税の特例》関係</u>	(新 設) (新 設)

改 正 後	改 正 前
第1款 特殊の関係 <u>(発行済株式)</u> 59の3(1)－1 措置法第59条の3第2項第1号の「発行済株式」には、その株式の <u>払込み又は給付の金額（以下「払込金額等」という。）の全部又は一部について 払込み又は給付（以下「払込み等」という。）が行われていないものも含まれる ものとする。</u> <u>(直接又は間接保有の株式)</u> 59の3(1)－2 法人がその取引の相手方である法人との間に出資関係を通じて措 置法第59条の3第2項第1号に規定する特殊の関係（以下「特殊の関係」とい う。）にあるかどうかを判定する場合のいずれか一方の法人が直接又は間接に保 有する株式には、その払込金額等の全部又は一部について払込み等が行われて いないものが含まれるものとする。 <u>(注) 名義株は、その実際の権利者が所有するものとして特殊の關係の有無を判 定することに留意する。</u> <u>(実質的支配関係があるかどうかの判定)</u> 59の3(1)－3 66の4(1)－3の取扱いは、特殊の關係にあるかどうかを判定する 場合における措置法令第35条の3第7項の規定において準用する措置法令第39 条の12第1項第3号に規定する「その他これに類する事実」について準用する。 第2款 研究開発費の額 <u>(研究開発費の額の対象とならない建物の附属設備)</u>	(新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設)

改 正 後	改 正 前
<u>59の3(2)－1 措置法令第35条の3第1項に規定する建物の附属設備は、建物とともに取得をする場合における建物附属設備に限られないことに留意する。</u> <u>(他の者から支払を受ける金額の範囲)</u> <u>59の3(2)－2 措置法第59条の3の規定の適用上、同条第2項第4号に規定する研究開発費の額（以下「研究開発費の額」という。）の計算上控除される同号の「他の者から支払を受ける金額」には、次に掲げる金額を含むものとする。</u> <u>(1) 国等からその研究開発費の額に係る費用に充てるため交付を受けた補助金（法第42条第1項に規定する国庫補助金等を含む。）の額</u> <u>(2) 国立研究開発法人科学技術振興機構と締結した新技術開発委託契約に定めるところにより、同機構から返済義務の免除を受けた開発費の額（当該免除とともに金銭の支払をした場合には支払った金銭を控除した額）から引渡した物件の帳簿価額を控除した金額</u> <u>(3) 委託研究費の額</u> <u>(4) 1 国庫補助金等の額を法第43条第1項に規定する特別勘定を設ける方法により経理した場合又は同条第6項に規定する期中特別勘定を設けた場合には、当該国庫補助金等の額は、これらの項の規定の適用を受ける事業年度においては「他の者から支払を受ける金額」には含めないものとし、同条第3項の規定により益金の額に算入する日を含む事業年度において、当該益金の額に算入する金額（当該事業年度において返還すべきことが確定したことにより益金の額に算入する金額を除く。）を「他の者から支払を受ける金額」に含める。</u> <u>2 法第42条第1項若しくは第5項又は第44条第1項若しくは第4項の規定により研究開発用の固定資産につき損金の額に算入した金額は、その損金の額に算入した日を含む事業年度の研究開発費の額に含める。</u>	(新 設)

改 正 後	改 正 前
<u>(研究開発費として損金経理をした金額の範囲)</u> <u>59の3(2)－3 措置法第59条の3第2項第4号イの「研究開発費として損金経理」をした金額には、研究開発費の科目をもって経理を行っていない金額であつても、法人の財務諸表の注記において研究開発費の総額に含まれていることが明らかなものに含まれるものとする。</u> <u>措置法規則第21条の17の2第8項第2号の「研究開発費として損金経理」をした金額についても、同様とする。</u> <u>(経済的な性質が利子に準ずるもの)</u> <u>59の3(2)－4 措置法令第35条の3第8項に規定する「経済的な性質が利子に準ずるもの」には、基本通達2－1－34の調整差額で損金の額に算入されるものが含まれることに留意する。</u> <u>(償却費として損金経理をした金額の意義)</u> <u>59の3(2)－5 措置法規則第21条の17の2第8項第1号に規定する「償却費として損金経理をした金額」には、基本通達7－5－1又は7－5－2の取扱いにより償却費として損金経理をした金額に該当するものとされる金額が含まれることに留意する。</u> <u>(注) 基本通達7－5－3の取扱いにおけるその確定した決算において法第64条の2第1項に規定するリース資産に係る同通達に定める使用権資産の減価償却費として経理した金額についても、同様とする。</u> 第3款 特許権譲渡等取引に係る所得の金額	(新 設) (新 設) (新 設) (新 設)

改	正	後	改	正	前
<u>(契約において特許権譲渡等取引の対価の額が明らかにされているかどうかの判定単位)</u> <u>59の3(3)－1 措置法第59条の3第1項第1号イに規定する「その契約において特許権譲渡等取引の対価の額が明らかにされている場合」に該当するかどうかは、原則として、個々の特定特許権等（同条第2項第2号に規定する特定特許権等をいう。以下同じ。）に係る取引ごとに判定するのであるが、特定特許権等の譲渡又は貸付け（特定特許権等に係る権利の設定その他他の者に特定特許権等を使用させる行為を含む。以下同じ。）に係る契約において複数の特定特許権等が一括して譲渡又は貸付けの対象とされている場合（個々の特定特許権等の譲渡又は貸付けについて対価の額が算定されておらず、その一括して譲渡又は貸付けをした特定特許権等の対価の額が算定されている場合に限る。）には、その一括して対象とされている譲渡又は貸付けを一の取引として判定を行うこととして差し支えない。</u> <u>㊦ 本文に定めるところにより区分した単位を一の取引の単位とすることとした場合には、当該単位により同条第1項第1号に掲げる金額の計算を行うことに留意する。</u>			(新 設)		
<u>(特許権譲渡等取引に係る益金の額)</u> <u>59の3(3)－2 措置法第59条の3第1項第1号イに規定する特許権譲渡等取引(以下「特許権譲渡等取引」という。)に係る契約において、特定特許権等の譲渡又は貸付けと当該特定特許権等に係るノウハウ又はデータの譲渡又は貸付けその他役務の提供（以下「ノウハウ等の譲渡等」という。）とがあわせて行われる場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額は、原則として、措置法令第35条の3第2項に規定する「特許権譲渡等取引（……）に係る収益の額として当該対象事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入され</u>			(新 設)		

改 正 後	改 正 前
<u>る金額」に含まれないことに留意する。</u> <u>(1) 特定特許権等の譲渡又は貸付けに係る対価の額とノウハウ等の譲渡等に係る対価の額とが契約において区分されている場合 当該ノウハウ等の譲渡等に係る対価の額に係る収入金額</u> <u>(2) 上記(1)に掲げる場合以外の場合 当該特許権譲渡等取引に係る全ての収入金額</u> <u>(注) 特定特許権等の譲渡又は貸付けとあわせてノウハウ等の譲渡等が行われる場合であっても、当該ノウハウ等の譲渡等が、通常単独では取引の対象とならないものであり、かつ、当該ノウハウ等の譲渡等がなければ、当該取引の対象となる特定特許権等の利用が困難であると認められる場合など、当該ノウハウ等の譲渡等が当該特定特許権等の譲渡又は貸付けの一環として行われるに過ぎないと認められる場合には、当該ノウハウ等の譲渡等を含めた取引に係る収入金額を特許権譲渡等取引に係る収入金額として取り扱って差し支えない。</u> <u>(特許権譲渡等取引の対価につき値引き等があった場合の損金算入額の計算)</u> <u>59の3(3)－3 法人が特許権譲渡等取引を行った事業年度（以下「取引年度」という。）後の事業年度において当該特許権譲渡等取引の対価の額につき値引き、割戻しその他当該対価の額が減少することとなる事実（以下「値引き等」という。）があった場合には、取引年度に遡って当該値引き等があった特許権譲渡等取引に係る措置法第59条の3第1項の規定による損金算入額の修正を行うものとする。</u> 第4款 独立企業間価格	(新 設) (新 設)

改 正 後	改 正 前
<u>(独立企業間価格の算定)</u> <u>59の3(4)－1 66の4(2)－1から66の4(3)－4まで、66の4(4)－2から66の4(8)－1まで及び66の4(8)－7から66の4(9)－4までの取扱いは、関連者（措置法第59条の3第2項第1号に規定する関連者をいう。以下同じ。）との間で行った特許権譲受等取引（同項第5号イに規定する特許権譲受等取引をいう。以下同じ。）の対価の額を同条第5項の規定により措置法第66条の4第2項に規定する方法に準じて算定する場合について準用する。</u> <u>(独立企業間価格との差額の調整)</u> <u>59の3(4)－2 措置法第59条の3第4項に規定する「当該特許権譲受等取引は、独立企業間価格で行われたものとみなす」とは、法人が関連者に支払う対価の額が同条第5項に規定する独立企業間価格（以下「独立企業間価格」という。）に満たない場合は、その対価の額と独立企業間価格との差額のうちその特許権譲受等取引により生じた研究開発費の額に相当する部分の金額を研究開発費の額及び同条第2項第5号イに掲げる金額に含めることをいうのであるから留意する。</u> 第5款 その他 <u>(申告に係る損金の額に算入されるべき金額の意義)</u> <u>59の3(5)－1 措置法第59条の3第15項に規定する「申告に係るその損金の額に算入されるべき金額」とは、確定申告書等に記載された損金算入額そのものをいうのではなく、当該確定申告書等に記載された事項を基礎として計算する場合に損金の額に算入することができる正当額をいう。したがって、所得金額等の更正の結果、損金の額に算入することができる金額が当該正当額を超えても、</u>	(新 設) (新 設) (新 設) (新 設)

改 正 後	改 正 前
<u>損金の額に算入すべき金額には影響を及ぼさないことに留意する。</u>	

十五 第 60 条《沖縄の認定法人の課税の特例》関係

改 正 後	改 正 前
（実質的に同一であると認められる者の意義） 60－1 措置法規則第21条の17の3第1項第3号又は第4号に規定する「対象内国法人と実質的に同一であると認められる者」とは、例えば、支店形態で営業開始の後に別法人を設立した場合の当該支店や個人事業者がいわゆる法人成りをした場合の当該個人事業者をいう。 同条第2項第2号に規定する「特例対象内国法人と実質的に同一であると認められる者」についても、同様とする。 （申告に係る損金の額に算入されるべき金額の意義） 60－6 措置法第60条第9項に規定する「申告に係るその損金の額に算入されるべき金額」の意義については、59の3(5)－1の取扱いを準用する。	（実質的に同一であると認められる者の意義） 60－1 措置法規則第21条の17の2第1項第3号又は第4号に規定する「対象内国法人と実質的に同一であると認められる者」とは、例えば、支店形態で営業開始の後に別法人を設立した場合の当該支店や個人事業者がいわゆる法人成りをした場合の当該個人事業者をいう。 同条第2項第2号に規定する「特例対象内国法人と実質的に同一であると認められる者」についても、同様とする。 （申告に係る損金の額に算入されるべき金額の意義） 60－6 措置法第60条第9項に規定する「申告に係るその損金の額に算入されるべき金額」とは、<u>確定申告書等に記載された損金算入額そのものをいうのではなく、当該確定申告書等に記載された事項を基礎として計算する場合に損金の額に算入することができる正当額をいうものとする。したがって、所得金額等の更正の結果、損金の額に算入することができる金額が当該正当額を超えても、<u>損金の額に算入すべき金額には影響を及ぼさないことに留意する。</u></u>

十六 第 61 条《国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例》関係

改 正 後	改 正 前

改 正 後	改 正 前
(申告に係る損金の額に算入されるべき金額の意義) 61-6 措置法第61条第8項に規定する「申告に係るその損金の額に算入されるべき金額」の意義については、<u>59の3(5)-1</u>の取扱いを準用する。	(申告に係る損金の額に算入されるべき金額の意義) 61-6 措置法第61条第8項に規定する「申告に係るその損金の額に算入されるべき金額」の意義については、<u>60-6</u>の取扱いを準用する。

十七 第62条の3《土地の譲渡等がある場合の特別税率》関係

改 正 後	改 正 前
(宅地建物取引業法に規定する報酬の額の範囲) 62の3(1)-11 法人が土地等の売買又は交換の代理又は媒介の行為をした場合において、当該行為につき受ける収入金額を対価の部分と当該行為に通常要する費用の額に対応する部分とに区分しているときであっても、次に掲げるものを除き、その行為に係る報酬の額は、当該収入金額によることに留意する。 (1) 昭和45年10月23日付建設省告示第1552号「宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額を定める件」<u>第11①ただし書</u>に規定する広告の料金相当額 (2) 依頼者の特別の依頼により行う遠隔地における現地調査に要する費用で事前に依頼者の承諾があるものにつき別途に受領した金額 (<u>その譲渡対価の額に利息相当額等を含む資産の販売等又は資産の賃貸借をした場合の利息相当額等の収入金額からの除外</u>) 62の3(2)-10 法人が土地等の譲渡につき基本通達<u>2-1-1の8の資産の販売等又は資産の賃貸借</u>を行った場合において、当該土地等の譲渡に係る対価の額のうち賦払に係る利息相当額又は代金回収のための費用(以下62の3(2)-10において「利息相当額等」という。)が含まれているときは、当該土地等の譲	(宅地建物取引業法に規定する報酬の額の範囲) 62の3(1)-11 法人が土地等の売買又は交換の代理又は媒介の行為をした場合において、当該行為につき受ける収入金額を対価の部分と当該行為に通常要する費用の額に対応する部分とに区分しているときであっても、次に掲げるものを除き、その行為に係る報酬の額は、当該収入金額によることに留意する。 (1) 昭和45年10月23日付建設省告示第1552号「宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額を定める件」<u>第9①ただし書</u>に規定する広告の料金相当額 (2) 依頼者の特別の依頼により行う遠隔地における現地調査に要する費用で事前に依頼者の承諾があるものにつき別途に受領した金額 (<u>割賦販売等を適用した場合の利息相当額等の収入金額からの除外</u>) 62の3(2)-10 法人が土地等の譲渡につき基本通達<u>2-1-1の9に規定する割賦販売等又は法第63条第1項に規定するリース譲渡(同条の規定の適用を受けるものを除く。)</u>を行った場合において、当該土地等の譲渡に係る対価の額のうち賦払に係る利息相当額又は代金回収のための費用(以下62の3(2)-10

改 正 後	改 正 前
渡に係る譲渡の時ににおける価額は、次の全ての要件に該当するときに限り、その利息相当額等を控除した金額によることができる。 (1) 当該土地等の譲渡に関する契約において、土地等の譲渡に係る譲渡の対価の額と利息相当額等とが明確に区分して定められていること。 (2) 賦払に係る利息相当額が通常の利率により計算され、かつ、代金回収のための費用が合理的に計算されていること。 (3) 土地等の譲渡をした法人が、譲渡の対価の額と利息相当額等とを区分して経理していること。 (廃 止)	において「利息相当額等」という。)が含まれているときは、当該土地等の譲渡に係る譲渡の時ににおける価額は、次の全ての要件に該当するときに限り、その利息相当額等を控除した金額によることができる。 (1) 当該土地等の譲渡に関する契約において、土地等の譲渡に係る譲渡の対価の額と利息相当額等とが明確に区分して定められていること。 (2) 賦払に係る利息相当額が通常の利率により計算され、かつ、代金回収のための費用が合理的に計算されていること。 (3) 土地等の譲渡をした法人が、譲渡の対価の額と利息相当額等とを区分して経理していること。 <u>(延払基準を適用した場合の譲渡利益金額の計算)</u> <u>62の3(2)－11 法人が、土地等のリース譲渡（法第63条第1項に規定するリース譲渡をいう。以下62の3(2)－11において同じ。）につき当該土地等のリース譲渡のあった日を含む事業年度において同項に規定する延払基準の方法による経理をしている場合には、当該事業年度以後の各事業年度における当該土地等のリース譲渡に係る措置法第62条の3第2項第2号に規定する譲渡利益金額は、次の算式により計算した金額となることに留意する。</u> <u>(算式)</u> $\frac{\text{リース譲渡の日を含む事業年度において延払基準の方法による経理をしていないものとした場合における措置法第62条の3第2項第2号の規定を適用して計算した譲渡利益金額}}{\text{令第124条第2項に規定する賦払金割合}} \times$

十八 第63条《短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率》関係

改 正 後	改 正 前
-------	-------

改 正 後	改 正 前
(宅地建物取引業法に規定する報酬の額の範囲) 63(1)－12 法人が土地等の売買又は交換の代理又は媒介の行為をした場合において、当該行為につき受ける収入金額を対価の部分と当該行為に通常要する費用の額に対応する部分とに区分しているときであっても、次に掲げるものを除き、その行為に係る報酬の額は、当該収入金額によることに留意する。 (1) 昭和45年10月23日付建設省告示第1552号「宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額を定める件」<u>第11①ただし書</u>に規定する広告の料金相当額 (2) 依頼者の特別の依頼により行う遠隔地における現地調査に要する費用で事前に依頼者の承諾があるものにつき別途に受領した金額 (<u>その譲渡対価の額に利息相当額等を含む資産の販売等又は資産の賃貸借をした場合の利息相当額等の収入金額からの除外</u>) 63(2)－10 法人が土地等の譲渡につき基本通達2－1－1の8の資産の販売等又は資産の賃貸借を行った場合において、当該土地等の譲渡に係る対価の額のうち賦払に係る利息相当額又は代金回収のための費用（以下63(2)－10において「利息相当額等」という。）が含まれているときは、当該土地等の譲渡に係る譲渡の時ににおける価額は、次の全ての要件に該当するときに限り、その利息相当額等を控除した金額によることができる。 (1) 当該土地等の譲渡に関する契約において、土地等の譲渡に係る譲渡の対価の額と利息相当額等とが明確に区分して定められていること。 (2) 賦払に係る利息相当額が通常の利率により計算され、かつ、代金回収のための費用が合理的に計算されていること。 (3) 土地等の譲渡をした法人が、譲渡の対価の額と利息相当額等とを区分して	(宅地建物取引業法に規定する報酬の額の範囲) 63(1)－12 法人が土地等の売買又は交換の代理又は媒介の行為をした場合において、当該行為につき受ける収入金額を対価の部分と当該行為に通常要する費用の額に対応する部分とに区分しているときであっても、次に掲げるものを除き、その行為に係る報酬の額は、当該収入金額によることに留意する。 (1) 昭和45年10月23日付建設省告示第1552号「宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額を定める件」<u>第9①ただし書</u>に規定する広告の料金相当額 (2) 依頼者の特別の依頼により行う遠隔地における現地調査に要する費用で事前に依頼者の承諾があるものにつき別途に受領した金額 (<u>割賦販売等を適用した場合の利息相当額等の収入金額からの除外</u>) 63(2)－10 法人が土地等の譲渡につき基本通達2－1－1の9に規定する割賦販売等又は法第63条第1項に規定するリース譲渡(同条の規定の適用を受けるものを除く。)を行った場合において、当該土地等の譲渡に係る対価の額のうち賦払に係る利息相当額又は代金回収のための費用（以下63(2)－10において「利息相当額等」という。）が含まれているときは、当該土地等の譲渡に係る譲渡の時ににおける価額は、次の全ての要件に該当するときに限り、その利息相当額等を控除した金額によることができる。 (1) 当該土地等の譲渡に関する契約において、土地等の譲渡に係る譲渡の対価の額と利息相当額等とが明確に区分して定められていること。 (2) 賦払に係る利息相当額が通常の利率により計算され、かつ、代金回収のための費用が合理的に計算されていること。 (3) 土地等の譲渡をした法人が、譲渡の対価の額と利息相当額等とを区分して

改 正 後	改 正 前
経理していること。 (廃 止)	経理していること。 <u>(延払基準を適用した場合の譲渡利益金額の計算)</u> <u>63(2)－11 法人が、土地等のリース譲渡（法第 63 条第 1 項に規定するリース譲渡をいう。以下 63 (2)－11 において同じ。）につき当該土地等のリース譲渡のあった日を含む事業年度において同項に規定する延払基準の方法による経理をしている場合には、当該事業年度以後の各事業年度における当該土地等のリース譲渡に係る措置法第 63 条第 2 項第 2 号に規定する譲渡利益金額は、次の算式により計算した金額となることに留意する。</u> <u>(算式)</u> $\frac{\text{リース譲渡の日を含む事業年度において延払基準の方法による経理をしていないものとした場合における措置法第 63 条第 2 項第 2 号の規定を適用して計算した譲渡利益金額}}{\text{令第 124 条第 2 項に規定する賦払金割合}}$

十九 第 64 条～第 65 条の 2 《収用等の場合の課税の特例》関係

改 正 後	改 正 前
(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用) 64(3)－18 収用等のあった日を含む事業年度開始の日前に取得した資産につき法人が措置法第 42 条の 6、第 42 条の 9 から第 42 条の 11 の 3 まで、第 42 条の 12 の 4、第 42 条の 12 の 6 及び第 43 条から第 48 条までの規定並びにこれらの規定に係る措置法第 52 条の 3 の規定の適用を受けている場合には、当該資産が措置法第 64 条第 3 項（同条第 10 項において準用する場合を含む。）の規定に該当するものであっても、同条第 3 項（同条第 10 項において準用する場合を含む。）の規定の適用がないことに留意する。	(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用) 64(3)－18 収用等のあった日を含む事業年度開始の日前に取得した資産につき法人が措置法第 42 条の 6、第 42 条の 9 から第 42 条の 11 の 3 まで、第 42 条の 12 の 4、第 42 条の 12 の 6、<u>第 42 条の 12 の 7</u> 及び第 43 条から第 48 条までの規定並びにこれらの規定に係る措置法第 52 条の 3 の規定の適用を受けている場合には、当該資産が措置法第 64 条第 3 項（同条第 10 項において準用する場合を含む。）の規定に該当するものであっても、同条第 3 項（同条第 10 項において準用する場合を含む。）の規定の適用がないことに留意する。

二十 第 65 条の 2 《収用換地等の場合の所得の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
（許可を要しないこととなった日の意義） 65の2－6 措置法令第39条の3第5項第3号の場合において、農地又は採草放牧地（以下65の2－7までにおいて「農地等」という。）の譲渡につき農地法第5条第1項の規定による許可の申請をした日後に当該許可を要しないこととなったときにおける同号に規定する「その要しないこととなった日」とは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる日によるものとする。 (1) 当該許可前に当該農地等の所在する地域が都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域に該当することになったことに伴い農地法第5条第1項第6号の規定による届出をし、当該届出が受理されたこと 当該受理の日 (2) 農地法施行規則第53条第13号に掲げる都道府県以外の地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、土地開発公社、独立行政法人中小企業基盤整備機構又は同規則第29条第15号の規定により農林水産大臣が指定する法人（以下「指定法人」という。）が当該農地等を買取る場合において、当該許可前に当該農地等の所在する地域が都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域（指定法人にあっては同号に規定する指定計画に係る市街化区域）に該当することとなったこと 当該市街化区域に関する都市計画の決定に係る告示があった日	（許可を要しないこととなった日の意義） 65の2－6 措置法令第39条の3第5項第3号の場合において、農地又は採草放牧地（以下65の2－7までにおいて「農地等」という。）の譲渡につき農地法第5条第1項の規定による許可の申請をした日後に当該許可を要しないこととなったときにおける同号に規定する「その要しないこととなった日」とは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる日によるものとする。 (1) 当該許可前に当該農地等の所在する地域が都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域に該当することになったことに伴い農地法第5条第1項第6号の規定による届出をし、当該届出が受理されたこと 当該受理の日 (2) 農地法施行規則第53条第12号に掲げる都道府県以外の地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、土地開発公社、独立行政法人中小企業基盤整備機構又は同規則第29条第14号の規定により農林水産大臣が指定する法人（以下「指定法人」という。）が当該農地等を買取る場合において、当該許可前に当該農地等の所在する地域が都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域（指定法人にあっては同号に規定する指定計画に係る市街化区域）に該当することとなったこと 当該市街化区域に関する都市計画の決定に係る告示があった日

二十一 第 65 条の 7 ～ 第 65 条の 9 《特定の資産の買換えの場合等の課税の特例》関係

改 正 後	改 正 前
65の7(1)－5 削 除	（特例の適用を受ける資産についての延払基準の不適用） 65の7(1)－5 法人が、リース譲渡（法第63条第1項に規定する「リース譲渡」を

改 正 後	改 正 前
<u>(販売代価と利息に相当する金額とが区分されている場合の譲渡に係る対価の額)</u> <u>65の7(3)－4の2 法人が、基本通達２－１－１の８の資産の販売等又は資産の賃貸借に該当する資産の譲渡を行った場合（当該譲渡に係る対価の額と当該譲渡に係る利息相当額とが区分されている場合に限る。）において、当該譲渡について措置法第65条の７の規定を適用するときは、同条第16項第３号ロ及び第４号の「譲渡に係る対価の額」は、当該譲渡に係る販売代価の金額からその利息相当額を控除した金額による。</u> (事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等) 65の7(3)－12 法人が買換資産につき措置法第65条の７第４項又は第12項の規定の適用を受けた場合には、当該適用を受けた事業年度以後の事業年度においては、当該買換資産について措置法第42条の６、第42条の９から第42条の11の３まで、第42条の12の４、第42条の12の６及び第43条から第48条までの規定並びにこれらの規定に係る措置法第52条の２及び第52条の３の規定による特別償却等を行うことができる。この場合において、次に定めることについては、次によることに留意する。 (1) これらの条に規定する取得の日は、当該資産の措置法第65条の７第１項又は第９項に規定する取得の日による。 (2) 措置法第45条第３項及び第46条から第48条までの規定の適用を受けることができる期間は、当該益金の額に算入されることとなった日からこれらの規	<u>いう。)に該当する資産の譲渡を行った場合において、当該譲渡について措置法第65条の７第１項又は第９項の規定の適用を受けるときは、法第63条第１項の規定を適用することはできないものとする。</u> (新 設) (事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等) 65の7(3)－12 法人が買換資産につき措置法第65条の７第４項又は第12項の規定の適用を受けた場合には、当該適用を受けた事業年度以後の事業年度においては、当該買換資産について措置法第42条の６、第42条の９から第42条の11の３まで、第42条の12の４、第42条の12の６、<u>第42条の12の７</u>及び第43条から第48条までの規定並びにこれらの規定に係る措置法第52条の２及び第52条の３の規定による特別償却等を行うことができる。この場合において、次に定めることについては、次によることに留意する。 (1) これらの条に規定する取得の日は、当該資産の措置法第65条の７第１項又は第９項に規定する取得の日による。 (2) 措置法第45条第３項及び第46条から第48条までの規定の適用を受けることができる期間は、当該益金の額に算入されることとなった日からこれらの規

改 正 後	改 正 前
定に規定する供用期間の末日までの間に限られる。 ④1 措置法第42条の6第1項に規定する特定機械装置等（以下「特定機械装置等」という。）につき措置法第65条の7第1項の規定の適用を受けた場合において、それが一旦当該法人の事業の用に供した後その取得の日から1年以内に当該法人の事業の用に供さなくなったため同条第4項の規定により益金の額に算入されたときは、その後においても当該特定機械装置等について措置法第42条の6の規定の適用を受けることはできない。しかし、特定機械装置等をその取得の日から1年を経過する日まで引き続き当該法人の事業の用に供さなかったため措置法第65条の7第4項の規定により益金の額に算入されたときは、その後当該特定機械装置等を当該法人の事業の用に供した日（措置法第42条の6第1項に規定する指定期間内の日に限る。）を含む事業年度において措置法第42条の6の規定の適用を受けることができる。 適格合併等により措置法第65条の7第1項又は第9項の規定の適用を受けた買換資産の移転を受けた合併法人等が同条第12項の適用を受ける場合も同様とする。 2 措置法第45条第3項に規定する産業振興機械等（以下「産業振興機械等」という。）について措置法第65条の7第1項の規定の適用を受けた場合において、それが一旦当該法人の事業の用に供した後その取得の日から1年以内に当該法人の事業の用に供さなくなったため同条第4項の規定により益金の額に算入されたときはその後産業振興機械等を事業の用に供したときの当初に当該法人の事業の用に供した日以後5年以内の期間のうち再び事業の用に供している期間について、産業振興機械等をその取得の日から1年を経過する日まで引き続き当該法人の事業の用に供さなかったため同項の規定により益金の額に算入されたときはその後当該産業振興機械等を	定に規定する供用期間の末日までの間に限られる。 ④1 措置法第42条の6第1項に規定する特定機械装置等（以下「特定機械装置等」という。）につき措置法第65条の7第1項の規定の適用を受けた場合において、それが一旦当該法人の事業の用に供した後その取得の日から1年以内に当該法人の事業の用に供さなくなったため同条第4項の規定により益金の額に算入されたときは、その後においても当該特定機械装置等について措置法第42条の6の規定の適用を受けることはできない。しかし、特定機械装置等をその取得の日から1年を経過する日まで引き続き当該法人の事業の用に供さなかったため措置法第65条の7第4項の規定により益金の額に算入されたときは、その後当該特定機械装置等を当該法人の事業の用に供した日（措置法第42条の6第1項に規定する指定期間内の日に限る。）を含む事業年度において措置法第42条の6の規定の適用を受けることができる。 適格合併等により措置法第65条の7第1項又は第9項の規定の適用を受けた買換資産の移転を受けた合併法人等が同条第12項の適用を受ける場合も同様とする。 2 措置法第45条第3項に規定する産業振興機械等（以下「産業振興機械等」という。）について措置法第65条の7第1項の規定の適用を受けた場合において、それが一旦当該法人の事業の用に供した後その取得の日から1年以内に当該法人の事業の用に供さなくなったため同条第4項の規定により益金の額に算入されたときはその後産業振興機械等を事業の用に供したときの当初に当該法人の事業の用に供した日以後5年以内の期間のうち再び事業の用に供している期間について、産業振興機械等をその取得の日から1年を経過する日まで引き続き当該法人の事業の用に供さなかったため同項の規定により益金の額に算入されたときはその後当該産業振興機械等を

改 正 後	改 正 前
事業の用に供した日以後５年以内の期間のうち事業の用に供している期間について、それぞれ措置法第45条第３項の規定の適用を受けることができる。 適格合併等により措置法第65条の７第１項又は第９項の規定の適用を受けた買換資産の移転を受けた合併法人等が同条第12項の規定の適用を受ける場合も同様とする。 （特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用） 65の7(3)－13 譲渡資産の譲渡の日を含む事業年度開始の日前に取得した資産につき法人が措置法第42条の６、第42条の９から第42条の11の３まで、第42条の12の４、第42条の12の６及び第43条から第48条までの規定並びにこれらの規定に係る措置法第52条の３の規定の適用を受けている場合には、当該資産が措置法第65条の７第３項（同条第10項において準用する場合を含む。）の規定に該当するものであっても、同条第３項（同条第10項において準用する場合を含む。）の規定の適用がないことに留意する。	事業の用に供した日以後５年以内の期間のうち事業の用に供している期間について、それぞれ措置法第45条第３項の規定の適用を受けることができる。 適格合併等により措置法第65条の７第１項又は第９項の規定の適用を受けた買換資産の移転を受けた合併法人等が同条第12項の規定の適用を受ける場合も同様とする。 （特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用） 65の7(3)－13 譲渡資産の譲渡の日を含む事業年度開始の日前に取得した資産につき法人が措置法第42条の６、第42条の９から第42条の11の３まで、第42条の12の４、第42条の12の６、<u>第42条の12の７</u>及び第43条から第48条までの規定並びにこれらの規定に係る措置法第52条の３の規定の適用を受けている場合には、当該資産が措置法第65条の７第３項（同条第10項において準用する場合を含む。）の規定に該当するものであっても、同条第３項（同条第10項において準用する場合を含む。）の規定の適用がないことに留意する。

二十二 第 66 条の 6 ～第 66 条の 9 《内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》関係

改 正 後	改 正 前
（法人税法等の規定の例に準じて計算する場合の取扱い） 66 の 6－20 措置法令第 39 条の 15 第 1 項第 1 号の規定により同項の外国関係会社の適用対象金額につき法及び措置法の規定の例に準じて計算する場合には、次に定めるものは、次によるものとする。 (1) 青色申告書を提出する法人であることを要件として適用することとされて	（法人税法等の規定の例に準じて計算する場合の取扱い） 66 の 6－20 措置法令第 39 条の 15 第 1 項第 1 号の規定により同項の外国関係会社の適用対象金額につき法及び措置法の規定の例に準じて計算する場合には、次に定めるものは、次によるものとする。 (1) 青色申告書を提出する法人であることを要件として適用することとされて

改 正 後	改 正 前
いる規定については、当該外国関係会社は当該要件を満たすものとして当該規定の例に準じて計算する。 (2) 減価償却費、評価損、圧縮記帳、引当金の繰入額、準備金の積立額等の損金算入等確定した決算における経理を要件として適用することとされている規定については、当該外国関係会社はその決算において行った経理のほか、内国法人が措置法第 66 条の 6 の規定の適用に当たり当該外国関係会社の決算を修正して作成した当該外国関係会社に係る損益計算書等において行った経理をもって当該要件を満たすものとして取り扱う。この場合には、決算の修正の過程を明らかにする書類を当該損益計算書等に添付するものとする。 ㊦ 当該外国関係会社の決算の修正は、当該外国関係会社に係る内国法人が統一的に行うものとし、個々の内国法人ごとに行うことはできない。 (3) 内国法人が措置法第 66 条の 6 の規定の適用に当たり採用した棚卸資産の評価方法、減価償却資産の償却方法、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法等は、同条を適用して最初に提出する確定申告書に添付する当該外国関係会社に係る損益計算書等に付記するものとし、一旦採用したこれらの方法は、特別の事情がない限り、継続して適用するものとする。	いる規定については、当該外国関係会社は当該要件を満たすものとして当該規定の例に準じて計算する。 (2) 減価償却費、評価損、圧縮記帳、引当金の繰入額、準備金の積立額等の損金算入又はリース譲渡に係る延払基準による収益及び費用の計上等確定した決算における経理を要件として適用することとされている規定については、当該外国関係会社はその決算において行った経理のほか、内国法人が措置法第 66 条の 6 の規定の適用に当たり当該外国関係会社の決算を修正して作成した当該外国関係会社に係る損益計算書等において行った経理をもって当該要件を満たすものとして取り扱う。この場合には、決算の修正の過程を明らかにする書類を当該損益計算書等に添付するものとする。 ㊦ 当該外国関係会社の決算の修正は、当該外国関係会社に係る内国法人が統一的に行うものとし、個々の内国法人ごとに行うことはできない。 (3) 内国法人が措置法第 66 条の 6 の規定の適用に当たり採用した棚卸資産の評価方法、減価償却資産の償却方法、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法等は、同条を適用して最初に提出する確定申告書に添付する当該外国関係会社に係る損益計算書等に付記するものとし、一旦採用したこれらの方法は、特別の事情がない限り、継続して適用するものとする。

二十三 第 67 条の 5《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》関係

改 正 後	改 正 前
(事務負担に配慮する必要があるものであるかどうかの判定の時期) 67 の 5-1 措置法第 67 条の 5 第 1 項の規定の適用上、法人が中小企業者等（同項に規定する中小企業者等をいう。以下同じ。）に該当するかどうかの判定（措	(事務負担に配慮する必要があるものであるかどうかの判定の時期) 67 の 5-1 措置法第 67 条の 5 第 1 項の規定の適用上、法人が中小企業者等（同項に規定する中小企業者等をいう。以下同じ。）に該当するかどうかの判定（措

改 正 後	改 正 前
置法第 42 条の 4 第 19 項第 8 号に規定する適用除外事業者に該当するかどうかの判定を除く。) は、原則として、措置法第 67 条の 5 第 1 項に規定する少額減価償却資産の取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下同じ。）をした日及び当該少額減価償却資産を事業の用に供した日の現況によるものとする。 ただし、当該事業年度終了の日において同項に規定する「事務負担に配慮する必要があるものとして政令で定めるもの」に該当する法人（通算法人を除く。）が、当該事業年度の同項に規定する中小企業者又は農業協同組合等（<u>措置法第 42 条の 12 の 4 第 1 項に規定する特定認定を受けた同項に規定する特定事業者等に該当するもののうち当該特定認定に係る同項に規定する特定経営力向上計画に同項第 2 号に掲げる減価償却資産が記載されているものを除く。</u>）に該当する期間において取得等をして事業の用に供した<u>措置法第 67 条の 5 第 1 項</u>に規定する少額減価償却資産を対象として同項の規定の適用を受けている場合には、これを認める。	置法第 42 条の 4 第 19 項第 8 号に規定する適用除外事業者に該当するかどうかの判定を除く。) は、原則として、措置法第 67 条の 5 第 1 項に規定する少額減価償却資産の取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下同じ。）をした日及び当該少額減価償却資産を事業の用に供した日の現況によるものとする。 ただし、当該事業年度終了の日において同項に規定する「事務負担に配慮する必要があるものとして政令で定めるもの」に該当する法人（通算法人を除く。）が、当該事業年度の同項に規定する中小企業者又は農業協同組合等に該当する期間において取得等をして事業の用に供した<u>同項</u>に規定する少額減価償却資産を対象として同項の規定の適用を受けている場合には、これを認める。

二十四 第 68 条《特定の協同組合等の法人税率の特例》関係

改 正 後	改 正 前
（基準所得金額の端数計算） 68－2 各事業年度の所得金額のうちに特例税率適用所得金額（措置法第42条の3の2第2項の規定による読替え後の措置法第68条の規定により100分の22の税率を適用するものとされる所得の金額をいう。）と当該特例税率適用所得金額以外の所得金額とがある場合において、同条第1項の規定による読替え後の法第66条第3項に規定する「10億円（事業年度が1年に満たない協同組合等については、10億円に当該事業年度の月数を乗じてこれを12で除して計算した金額	（基準所得金額の端数計算） 68－2 各事業年度の所得金額のうちに特例税率適用所得金額（措置法第42条の3の2第2項の規定による読替え後の措置法第68条の規定により100分の22の税率を適用するものとされる所得の金額をいう。）と当該特例税率適用所得金額以外の所得金額とがある場合において、同条第1項の規定による読替え後の法第66条第3項に規定する「10億円（事業年度が1年に満たない協同組合等については、10億円に当該事業年度の月数を乗じてこれを12で除して計算した金額

改 正 後	改 正 前
とする。……)」に1,000円未満の端数があるときは、<u>同項に規定する「10億円を超える部分の金額」の計算上</u>、これを切り捨てる。 なお、措置法第68条第1項の規定による読替え後の法第66条第3項に規定する「800万円（事業年度が1年に満たない協同組合等については、800万円に当該事業年度の月数を乗じてこれを12で除して計算した金額とする。……）」に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、当該切り捨てられる端数の金額が当該事業年度の所得金額について切り捨てられる端数の金額より多いときは、これを切り上げる。	とする。）」に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 なお、措置法第68条第1項の規定による読替え後の法第66条第3項<u>（措置法第42条の3の2第3項第2号に規定する協同組合等に対して同号の規定による読替え後の同条第2項の規定による読替え後の法第66条第3項の規定を適用する場合を除く。）</u>に規定する「800万円（事業年度が1年に満たない協同組合等については、800万円に当該事業年度の月数を乗じてこれを12で除して計算した金額とする。）」に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、当該切り捨てられる端数の金額が当該事業年度の所得金額について切り捨てられる端数の金額より多いときは、これを切り上げる。

二十五 第68条の2《認定株式分配に係る課税の特例》関係

改 正 後	改 正 前
<u>第68条の2</u>《認定株式分配に係る課税の特例》関係 （認定株式分配の場合の適格株式分配の要件に係る従業者の範囲等） <u>68の2-1</u> 措置法第68条の2第1項の規定により読み替えて適用する法第2条第12号の15の3に規定する「政令で定める要件」に該当するかどうかの判定に当たり、措置法令第39条の34の2第1項第4号の「従業者」及び同項第5号の「主要な事業」については、基本通達1-4-4及び1-4-5の取扱いを準用する。	<u>第68条の2の2</u>《認定株式分配に係る課税の特例》関係 （認定株式分配の場合の適格株式分配の要件に係る従業者の範囲等） <u>68の2の2-1</u> 措置法第68条の2の2第1項の規定により読み替えて適用する法第2条第12号の15の3に規定する「政令で定める要件」に該当するかどうかの判定に当たり、措置法令第39条の34の3第1項第4号の「従業者」及び同項第5号の「主要な事業」については、基本通達1-4-4及び1-4-5の取扱いを準用する。

二十六 第 68 条の 2 の 2 《適格合併等の範囲等に関する特例》関係

改 正 後	改 正 前
<u>第68条の2の2《適格合併等の範囲等に関する特例》関係</u> (名義株がある場合の特定支配関係の判定) <u>68の2の2(1)－1</u> 措置法第68条の2の2第5項第3号の規定の適用上、一方の内国法人と他方の内国法人との間にいずれか一方の内国法人が他方の内国法人の株式を保有する関係があるかどうかは、株主名簿、社員名簿又は定款に記載又は記録されている株主等により判定するのであるが、その株主等が単なる名義人であって、当該株主等以外の者が実際の権利者である場合には、その実際の権利者が保有するものとして判定する。 (自ら事業の管理、支配等を行っていることの意義等) <u>68の2の2(1)－2</u> 措置法令第39条の34の3第1項第4号の規定の適用上、合併法人が、合併前に我が国において、事業の管理、支配及び運営を自ら行っているかどうかの判定については、66の6－7及び66の6－8の取扱いに準じて取り扱う。 同条第2項第4号の分割承継法人及び同条第4項第4号の株式交換完全親法人に係る判定についても、同様とする。 (発行済株式) <u>68の2の2(2)－1</u> 措置法第68条の2の2第5項第1号の「発行済株式」には、その株式の払込み又は給付の金額(以下<u>68の2の2(2)－2</u>において「払込金額等」という。)の全部又は一部について払込み又は給付(以下<u>68の2の2(2)－2</u>において「払込み等」という。)が行われていないものも含まれるものとする。	<u>第68条の2の3《適格合併等の範囲等に関する特例》関係</u> (名義株がある場合の特定支配関係の判定) <u>68の2の3(1)－1</u> 措置法第68条の2の3第5項第3号の規定の適用上、一方の内国法人と他方の内国法人との間にいずれか一方の内国法人が他方の内国法人の株式を保有する関係があるかどうかは、株主名簿、社員名簿又は定款に記載又は記録されている株主等により判定するのであるが、その株主等が単なる名義人であって、当該株主等以外の者が実際の権利者である場合には、その実際の権利者が保有するものとして判定する。 (自ら事業の管理、支配等を行っていることの意義等) <u>68の2の3(1)－2</u> 措置法令第39条の34の4第1項第4号の規定の適用上、合併法人が、合併前に我が国において、事業の管理、支配及び運営を自ら行っているかどうかの判定については、66の6－7及び66の6－8の取扱いに準じて取り扱う。 同条第2項第4号の分割承継法人及び同条第4項第4号の株式交換完全親法人に係る判定についても、同様とする。 (発行済株式) <u>68の2の3(2)－1</u> 措置法第68条の2の3第5項第1号の「発行済株式」には、その株式の払込み又は給付の金額(以下<u>68の2の3(2)－2</u>において「払込金額等」という。)の全部又は一部について払込み又は給付(以下<u>68の2の3(2)－2</u>において「払込み等」という。)が行われていないものも含まれるものとする。

改 正 後	改 正 前
(直接又は間接保有の株式) 68の2の2(2)－2 措置法第68条の2の2第5項第1号に規定する特定軽課税外国法人等(以下68の2の2(2)－2において「特定軽課税外国法人等」という。)であるかどうかを判定する場合の、外国法人が直接又は間接に保有する株式には、その払込金額等の全部又は一部について払込み等が行われていないものが含まれるものとする。 ④ 名義株は、その実際の権利者が所有するものとして特定軽課税外国法人等であるかどうかを判定することに留意する。 (特定軽課税外国法人に該当するかどうかの判定) 68の2の2(2)－3 外国法人が措置法令第39条の34の3第5項第2号に掲げる外国法人に該当するか否かの判定については、66の6－5、66の6－22、66の6－23及び66の6－24の2から66の6－27までの取扱いに準じて取り扱う。 (船舶又は航空機の貸付けの意義) 68の2の2(2)－4 措置法令第39条の34の3第7項第1号に規定する「船舶若しくは航空機の貸付け」とは、いわゆる裸用船(機)契約に基づく船舶(又は航空機)の貸付けをいい、いわゆる定期用船(機)契約又は航海用船(機)契約に基づく船舶(又は航空機)の用船(機)は、これに該当しない。 (自ら事業の管理、支配等を行っていることの意義) 68の2の2(2)－5 措置法令第39条の34の3第7項第2号の規定の適用上、外国法人が、その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域において、事業の管理、支配及び運営を自ら行っているかどうかの判定については、66の6－7及び66の6－8の取扱いに準じて取り扱う。	(直接又は間接保有の株式) 68の2の3(2)－2 措置法第68条の2の3第5項第1号に規定する特定軽課税外国法人等(以下68の2の3(2)－2において「特定軽課税外国法人等」という。)であるかどうかを判定する場合の、外国法人が直接又は間接に保有する株式には、その払込金額等の全部又は一部について払込み等が行われていないものが含まれるものとする。 ④ 名義株は、その実際の権利者が所有するものとして特定軽課税外国法人等であるかどうかを判定することに留意する。 (特定軽課税外国法人に該当するかどうかの判定) 68の2の3(2)－3 外国法人が措置法令第39条の34の4第5項第2号に掲げる外国法人に該当するか否かの判定については、66の6－5、66の6－22、66の6－23及び66の6－24の2から66の6－27までの取扱いに準じて取り扱う。 (船舶又は航空機の貸付けの意義) 68の2の3(2)－4 措置法令第39条の34の4第7項第1号に規定する「船舶若しくは航空機の貸付け」とは、いわゆる裸用船(機)契約に基づく船舶(又は航空機)の貸付けをいい、いわゆる定期用船(機)契約又は航海用船(機)契約に基づく船舶(又は航空機)の用船(機)は、これに該当しない。 (自ら事業の管理、支配等を行っていることの意義) 68の2の3(2)－5 措置法令第39条の34の4第7項第2号の規定の適用上、外国法人が、その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域において、事業の管理、支配及び運営を自ら行っているかどうかの判定については、66の6－7及び66の6－8の取扱いに準じて取り扱う。

改 正 後	改 正 前
(事業の判定) <u>68の2の2(2)－6</u> 外国法人の営む事業が措置法令第39条の34の3第7項第3号イ又は同号ロ(1)若しくは(2)に掲げる事業のいずれに該当するかどうかは、原則として日本標準産業分類（総務省）の分類を基準として判定する。 ㊦ <u>同号</u>の規定を適用する場合において、外国法人が2以上の事業を営んでいるときは、そのいずれの事業が主たる事業であるかどうかの判定については、66の6－5に準ずる。 (金融商品取引業を営む外国法人が受けるいわゆる分与口銭) <u>68の2の2(2)－7</u> 金融商品取引業を営む内国法人（措置法令第39条の34の3第9項に規定する関連者に該当する法人に限る。以下<u>68の2の2(2)－7</u>において同じ。）に係る同項に規定する外国法人で金融商品取引業を営むものが、その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域においてその顧客から受けた有価証券の売買に係る注文（募集又は売出しに係る有価証券の取得の申込みを含む。以下<u>68の2の2(2)－7</u>において同じ。）を当該内国法人に取り次いだ場合において、その取り次いだことにより当該内国法人からその注文に係る売買等の手数料（手数料を含む価額で売買が行われた場合における売買価額のうち手数料に相当する部分を含む。）の一部をいわゆる分与口銭として受け取ったときは、その分与口銭は同条第7項第3号イ(4)に規定する関連者以外の者から受ける受入手数料に該当するものとして取り扱う。	(事業の判定) <u>68の2の3(2)－6</u> 外国法人の営む事業が措置法令第39条の34の4第7項第3号イ又は同号ロ(1)若しくは(2)に掲げる事業のいずれに該当するかどうかは、原則として日本標準産業分類（総務省）の分類を基準として判定する。 ㊦ <u>措置法令第39条の34の4第7項第3号</u>の規定を適用する場合において、外国法人が2以上の事業を営んでいるときは、そのいずれの事業が主たる事業であるかどうかの判定については、66の6－5に準ずる。 (金融商品取引業を営む外国法人が受けるいわゆる分与口銭) <u>68の2の3(2)－7</u> 金融商品取引業を営む内国法人（措置法令第39条の34の4第9項に規定する関連者に該当する法人に限る。以下<u>68の2の3(2)－7</u>において同じ。）に係る同項に規定する外国法人で金融商品取引業を営むものが、その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域においてその顧客から受けた有価証券の売買に係る注文（募集又は売出しに係る有価証券の取得の申込みを含む。以下<u>68の2の3(2)－7</u>において同じ。）を当該内国法人に取り次いだ場合において、その取り次いだことにより当該内国法人からその注文に係る売買等の手数料（手数料を含む価額で売買が行われた場合における売買価額のうち手数料に相当する部分を含む。）の一部をいわゆる分与口銭として受け取ったときは、その分与口銭は同条第7項第3号イ(4)に規定する関連者以外の者から受ける受入手数料に該当するものとして取り扱う。

二十七 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<u>(経過的处理(1)…改正前の措置法等の適用がある場合)</u> <u>別に定めるものを除き、改正法令(所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号。以下「改正法」という。)、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(令和7年政令第127号)及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令(令和7年財務省令第26号)をいう。以下同じ。)</u>による<u>改正前の措置法、措置法令及び措置法規則(改正法令の附則により読み替えて適用される改正前の措置法、措置法令及び措置法規則を含む。)</u>の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解釈通達による改正前の租税特別措置法関係通達(法人税編)の取扱いの例による。	(新 設)
<u>(経過的处理(2)…償却費として損金経理をした金額に関する改正通達の適用時期)</u> <u>この法令解釈通達による改正後の42の13-10の取扱いは、令和7年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。</u>	(新 設)
<u>(経過的处理(3)…資産の譲渡に係る対価の額等に関する改正通達の適用時期)</u> <u>この法令解釈通達による改正後の65の7(3)-4の2の取扱いは、令和7年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用する。</u>	(新 設)
<u>(経過的处理(4)…リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度)</u> <u>改正法附則第17条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第2条の規定による改正前の法人税法(以下「旧法人税法」という。)</u><u>第63条第1項本文(旧法人税法第142条第2項の規定により準じて計算する場合を含む。)</u>及び<u>第63条第2項本文(旧法人税法第142条第2項の規定に</u>	(新 設)

改 正 後	改 正 前
<u>より準じて計算する場合を含む。)の規定の適用を受ける場合の取扱いについて、この法令解釈通達による改正前の62の3(2)－10、62の3(2)－11、63(2)－10、63(2)－11、65の7(1)－5及び66の6－20の例による。</u>	